

第7回 定時株主総会招集ご通知

目次

- 01 第7回定時株主総会招集ご通知
- 06 株主総会参考書類
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役12名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件
 - 第5号議案 株式報酬制度に関する額および内容改定の件
- 32 事業報告
- 73 連結計算書類
- 76 計算書類
- 78 監査報告書
- 82 ご参考



ご挨拶

株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を6月26日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

SOMPOホールディングス株式会社

グループCEO 代表取締役社長 **櫻田 謙悟**



グループ経営理念

SOMPOホールディングスグループは、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。

グループ行動指針

お客さまに最高品質のサービスをご提供するために

1. 一人ひとりがグループの代表であるとの自覚のもと、お客さまの声に真摯に耳を傾け、行動することに努めます。
2. 自ら考え、学び、常に高い目標に向かってチャレンジします。
3. 「スピード」と「シンプルでわかりやすく」を重視します。
4. 誠実さと高い倫理観をもって行動します。

目指す企業グループ像

真のサービス産業として、「お客さま評価日本一」を原動力に、世界で伍していくグループを目指します。

ブランドスローガン

保険の先へ、挑む。

保険にとどまらない幅広い事業領域にチャレンジしていく、その幅広さを表現するとともに、「挑む」という能動的な言葉に、真のサービス産業を目指していく、世界で伍していく強い意志を込めました。

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

SOMPOホールディングス株式会社

グループCEO 代表取締役社長 櫻田 謙悟

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（議決権行使書用紙）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」（6頁から31頁まで）をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（4頁から5頁まで）にしたがって議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時** 2017年6月26日（月曜日）午前10時
- 場 所** 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 本店2階会議室
（末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。）
- 株主総会の目的である事項**
報告事項
 - 2016年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2016年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件
- 第5号議案 株式報酬制度に関する額および内容改定の件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 議決権行使書用紙による議決権行使の際に、各議案に対し、賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 同封の議決権行使書用紙とインターネットによる議決権行使が重複した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使を代理人に委任する場合は、当社定款第18条の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人とし、その方が、代理権を証明する書面（委任状等）を会場受付にご提出ください。

また、代理権を証明する方法として、委任者の記名押印のある委任状等に加え、以下のいずれかの書類をご提出いただくことが必要となります。

- ① 当社から委任者に送付した議決権行使書用紙
- ② 委任者の印鑑登録証明書（この場合、委任状等には印鑑登録証明書の登録印の押印が必要です。）
- ③ 委任者の運転免許証、各種健康保険証等委任者の住所、氏名の確認ができる公的証明書類の写し

以上

○招集通知に添付すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知への記載を省略しております。

- ①事業報告の新株予約権等に関する事項
- ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ③連結計算書類の連結注記表
- ④計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑤計算書類の個別注記表

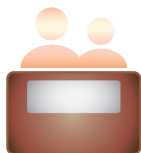
○株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ホームページにその内容を掲載いたします。

【当社ホームページ】

<http://www.sompo-hd.com/>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。



書面（議決権行使書用紙）の郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2017年6月23日（金曜日）午後5時までに到着**するようご返送ください。



インターネット

以下の議決権行使サイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって**2017年6月23日（金曜日）午後5時までに**、各議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使サイト】 <http://www.it-soukai.com/>



バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「QRコード[®]」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。

（「QRコード[®]」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

【ご留意いただく事項】

- ①株主さま以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることになります。
- ②議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金・パケット通信料等）は、株主さまのご負担となります。
- ③パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もあります。
- ④携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては、ご利用できない場合もあります。



【お問い合わせ先】

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行 証券代行部

1. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
 電話 0120-768-524（通話料無料）
 受付時間 午前9時から午後9時まで（土日・祝日を除く）
2. 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
 電話 0120-288-324（通話料無料）
 受付時間 午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）

機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案およびその参考事項

■ 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務の健全性を確保しつつ、成長事業分野への投資等により資本効率の向上を図るとともに、株主還元につきましては、安定的な配当を基本とし、資本の状況に応じて自己株式取得も選択肢としております。2017年3月期より開始した当社の中期経営計画における株主還元（配当および自己株式取得）の中期的な目標水準は、総還元性向（注1）で修正連結利益（注2）の50%としております。

当期の期末配当につきましては、財務状況や今後の事業環境等を勘案しつつ、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき	金50円
総額	19,700,568,800円

これにより、当期における年間配当金は、中間配当金40円を含め、1株につき90円となります。

2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2017年6月27日

注 1. 総還元性向とは、毎期の利益に対する株主還元のウェイトを示す指標で次の計算によります。

総還元性向 = (配当総額 + 自己株式取得総額(株主還元目的)) / 修正連結利益

2. 修正連結利益とは、当社グループの修正ベースの利益総額で事業部門ごとに次の計算によります。

なお、2017年3月期の修正連結利益は1,832億円、修正連結ROEは7.6%となります。

※2017年3月期の事業部門別修正利益、修正連結利益および修正連結ROEの計算方法は、以下のとおりであります。

		計算方法
事業部門別修正利益	国内損害保険事業 ^{*1}	当期純利益 + 異常危険準備金繰入額 (税引後) + 価格変動準備金繰入額 (税引後) - 有価証券の売却損益・評価損 (税引後) - 特殊要因 (子会社配当など)
	国内生命保険事業	当期純利益 + 危険準備金繰入額 (税引後) + 価格変動準備金繰入額 (税引後) + 責任準備金補正 (税引後) + 新契約費繰延 (税引後) - 新契約費償却 (税引後)
	介護・ヘルスケア事業等 ^{*2}	当期純利益
	海外保険事業	当期純利益 (主な非連結子会社含む)
修正連結利益		事業部門別修正利益の合計
修正連結純資産		連結純資産 (除く国内生命保険事業純資産) + 国内損害保険事業異常危険準備金 (税引後) + 国内損害保険事業価格変動準備金 (税引後) + 国内生命保険事業修正純資産 ^{*3}
修正連結ROE		修正連結利益 ÷ 修正連結純資産 (分母は期首・期末の平均残高)

※1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社、そんぽ24損害保険株式会社、損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社および損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社の合計。

※2 S O M P O ケアメッセージ株式会社、S O M P O ケアネクスト株式会社、株式会社シダー、S O M P O リスケアマネジメント株式会社、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、株式会社プライムアシスタンス、S O M P O フランティ株式会社および株式会社フレッシュハウスの合計。

※3 国内生命保険事業修正純資産 = 国内生命保険事業純資産 (日本会計基準) + 危険準備金 (税引後) + 価格変動準備金 (税引後) + 責任準備金補正 (税引後) + 未償却新契約費 (税引後)

3. 当社は、2017年5月19日開催の取締役会において、2017年5月22日から2017年11月16日までの間に569億円 (新株予約権の権利行使時に交付するための代用自己株式7億円相当を含む) または18,966,666株を上限とする自己株式取得を行う旨の決議を行っております。

■ 第2号議案 取締役12名選任の件

当社の取締役は、2016年6月27日開催の当社定時株主総会において選任いただいた13名のうち、伊東正仁氏は2017年3月31日付けで辞任し、他の12名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位および担当	その他
1	さくらだ けんご 櫻田 謙悟	グループCEO代表取締役社長社長執行役員 グループ経営全般の統括(最高経営責任者)	再任
2	つじ しんじ 辻 伸治	グループCFO代表取締役副社長執行役員 グループのファイナンス領域の最高責任者	再任
3	えはらしげる 江原 茂	海外保険事業オーナー代表取締役専務執行役員 海外保険事業の最高責任者、東アジア地域統括	再任
4	ふじくら まさと 藤倉 雅人	グループCRO取締役常務執行役員 グループのリスク管理領域の最高責任者	再任
5	よしかわ こういち 吉川 浩一	グループCACO取締役常務執行役員 グループの内部統制・内部監査領域の最高責任者	再任
6	おくむら みさお 奥村 幹夫	介護・ヘルスケア事業オーナー取締役常務執行役員 介護・ヘルスケア事業の最高責任者	再任
7	にしざわ けいじ 西澤 敬二	国内損害保険事業オーナー取締役 国内損害保険事業の最高責任者	再任
8	たがはしかおる 高橋 薫	国内生命保険事業オーナー取締役 国内生命保険事業の最高責任者	再任
9	のほら さわこ 野原 佐和子	取締役	再任 社外取締役候補者 独立役員
10	えんどういさお 遠藤 功	取締役	再任 社外取締役候補者 独立役員
11	むらた たまみ 村田 珠美	取締役	再任 社外取締役候補者 独立役員
12	スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis)	取締役	再任 社外取締役候補者 独立役員

取締役候補者（12名）

候補者番号

1. ^{さくらだ けんご} 櫻田 謙悟

再任

■ 生年月日

1956年2月11日生

■ 取締役在任年数

7年

■ 所有する当社の株式の数

18,141株

■ 取締役会への出席状況（2016年度）

14/14回（100%）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月 安田火災海上保険株式会社入社

2005年 7月 株式会社損害保険ジャパン執行役員金融法人部長

2007年 4月 同社常務執行役員

2007年 6月 同社取締役常務執行役員

2010年 4月 当社取締役常務執行役員

2010年 7月 当社取締役執行役員

株式会社損害保険ジャパン代表取締役社長社長執行役員

2011年 6月 当社取締役

2012年 4月 当社代表取締役社長社長執行役員

2014年 9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役会長会長執行役員

2015年 4月 同社代表取締役会長

2015年 7月 当社グループCEO代表取締役社長社長執行役員（現職）

損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役会長

2016年 4月 同社取締役（現職）

<担当>

グループ経営全般の統括（最高経営責任者）

<重要な兼職の状況>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役

■ 取締役候補者とした理由

櫻田謙悟氏は、損害保険事業における経営統合、事業提携、経営企画、営業、システムなどの経験に加え、国際金融機関におけるグローバルキャリアを有し、2010年に株式会社損害保険ジャパンの代表取締役社長に就任、2012年に当社代表取締役社長に就任、2015年に当社グループCEO（Chief Executive Officer）に就任しております。保険持株会社の経営全般、グローバル経営に知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できることに加え、今後のグローバル展開・新規事業分野への進出においてこれらの知見が必要と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

■ 生年月日

1956年12月10日生

■ 取締役在任年数

6年

■ 所有する当社の株式の数

18,650株

■ 取締役会への出席状況（2016年度）

13／14回（92%）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 安田火災海上保険株式会社入社
2008年 4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員カスタマーサービス部長
2009年 4月 同社常務執行役員
2011年 6月 当社取締役常務執行役員
2012年 4月 当社取締役専務執行役員
2014年 4月 当社代表取締役副社長執行役員
2016年 4月 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社取締役（現職）
2017年 4月 当社グループCFO代表取締役副社長執行役員（現職）

<担当>

グループのファイナンス領域の最高責任者

<重要な兼職の状況>

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社取締役



■ 取締役候補者とした理由

辻伸治氏は、損害保険事業における経理、広報、CSR、営業などの経験に加え、当社においてはグループ会社の経営管理や経理・財務を担当し、2014年に当社代表取締役に就任、2017年に当社グループCFO（Chief Financial Officer）に就任しております。保険持株会社および損害保険事業における経営管理、財務全般に関する知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

■ 生年月日

1958年12月18日生

■ 取締役在任年数

4年

■ 所有する当社の株式の数

5,550株

■ 取締役会への出席状況（2016年度）

14/14回（100%）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 安田火災海上保険株式会社入社
 2011年 4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員企業商品業務部長
 2013年 4月 当社執行役員
 株式会社損害保険ジャパン取締役常務執行役員
 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員
 2013年 6月 当社取締役執行役員
 2014年 4月 株式会社損害保険ジャパン取締役常務執行役員東アジア部長
 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員東アジア部長
 2014年 9月 当社取締役常務執行役員東アジア部長
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員東アジア部長
 2014年12月 当社取締役常務執行役員
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員
 2015年 9月 Sompo Canopus AG 取締役（現職）
 2016年 1月 当社取締役常務執行役員海外事業企画部長
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員海外事業企画部長
 2016年 4月 当社取締役専務執行役員東アジア部長
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役専務執行役員東アジア部長
 2016年11月 当社代表取締役専務執行役員東アジア部長
 2017年 3月 Sompo International Holdings Ltd. 取締役（現職）
 Endurance Specialty Holdings Ltd. 取締役（現職）
 2017年 4月 当社海外保険事業オーナー代表取締役専務執行役員（現職）
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役専務執行役員（現職）

<担当>

海外保険事業の最高責任者、東アジア地域統括

<重要な兼職の状況>

Sompo Canopus AG 取締役
 Sompo International Holdings Ltd. 取締役
 Endurance Specialty Holdings Ltd. 取締役
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役専務執行役員

■ 取締役候補者とした理由

江原茂氏は、損害保険事業における海外事業、商品開発、再保険、営業などの経験を有し、当社においては海外事業におけるM&Aや成長戦略を担当し、2013年に当社および株式会社損害保険ジャパンの取締役に就任、2016年に当社代表取締役役に就任、2017年に当社海外保険事業オーナーに就任しております。保険持株会社および損害保険事業における海外事業、再保険を含む企業商品分野に高い知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。



■ 生年月日

1958年9月26日生

■ 取締役在任年数

1年

■ 所有する当社の株式の数

3,850株

■ 取締役会への出席状況（2016年度）

11／11回（100%）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 安田火災海上保険株式会社入社
 2012年 4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員保有・再保険部長
 2013年 4月 日本興亜損害保険株式会社執行役員保有・再保険部長
 2014年 4月 株式会社損害保険ジャパン常務執行役員米州部長
 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員米州部長
 2014年 9月 当社執行役員米州部長
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社常務執行役員米州部長
 2015年 4月 当社常務執行役員米州部長
 2016年 4月 当社常務執行役員
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員（現職）
 2016年 6月 当社取締役常務執行役員
 2017年 4月 当社グループCRO取締役常務執行役員（現職）

<担当>

グループのリスク管理領域の最高責任者

<重要な兼職の状況>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員

■ 取締役候補者とした理由

藤倉雅人氏は、損害保険事業における海外事業、再保険（リスク管理）、財務、商品開発、営業などの経験を有し、2016年に損害保険ジャパン日本興亜株式会社および当社の取締役に就任、2017年に当社グループCRO(Chief Risk Officer)に就任しております。保険持株会社および損害保険事業における経営全般にかかる豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。



■ 生年月日

1963年2月23日生

■ 取締役在任年数

1年

■ 所有する当社の株式の数

3,900株

■ 取締役会への出席状況（2016年度）

11／11回（100%）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 興亜火災海上保険株式会社入社

2014年 4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員企業営業第七部長
日本興亜損害保険株式会社執行役員企業営業第七部長

2014年 9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員企業営業第七部長

2016年 4月 当社常務執行役員

損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員（現職）

2016年 6月 当社取締役常務執行役員

2017年 4月 当社グループCACO取締役常務執行役員（現職）

<担当>

グループの内部統制・内部監査領域の最高責任者

<重要な兼職の状況>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員

■ 取締役候補者とした理由

吉川浩一氏は、損害保険事業における人事、営業および生命保険事業における経営企画などの経験を有し、2016年に損害保険ジャパン日本興亜株式会社および当社の取締役に就任、2017年に当社グループCACO（Chief Audit and Compliance Officer）に就任しております。保険持株会社、損害保険事業および生命保険事業における経営全般にかかる豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

■ 生年月日

1965年11月23日生

■ 取締役在任年数

1年

■ 所有する当社の株式の数

1,100株

■ 取締役会への出席状況（2016年度）

11／11回（100％）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4月 安田火災海上保険株式会社入社
2006年 4月 フィンテック グローバル株式会社入社
2007年12月 同社取締役投資銀行本部長
2015年 4月 当社執行役員経営企画部長
2016年 4月 当社執行役員
2016年 6月 当社取締役執行役員
2016年 7月 S O M P O ケア株式会社代表取締役社長（現職）
2017年 4月 当社介護・ヘルスケア事業オーナー取締役常務執行役員（現職）

<担当>

介護・ヘルスケア事業の最高責任者

<重要な兼職の状況>

S O M P O ケア株式会社代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

奥村幹夫氏は、損害保険事業における経営企画、海外事業などの経験に加え、海外子会社の経営経験、投資銀行における経営経験を有しており、また、当社においては経営企画、介護・ヘルスケア事業の経験を有しており、2016年に当社取締役および介護事業マネジメント会社の代表取締役に就任、2017年に当社介護・ヘルスケア事業オーナーに就任しております。保険持株会社を含む様々な企業における経営全般にかかる豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。





■ 生年月日

1958年2月11日生

■ 取締役在任年数

5年

■ 所有する当社の株式の数

7,100株

■ 取締役会への出席状況（2016年度）

14／14回（100％）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 安田火災海上保険株式会社入社
 2008年 4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員営業企画部長
 2010年 4月 同社常務執行役員
 2010年 6月 同社取締役常務執行役員
 2011年10月 同社取締役常務執行役員自動車業務部長
 2011年11月 同社取締役常務執行役員
 2012年 6月 当社取締役執行役員
 2013年 4月 株式会社損害保険ジャパン取締役専務執行役員
 日本興亜損害保険株式会社専務執行役員
 2014年 4月 株式会社損害保険ジャパン代表取締役専務執行役員
 2014年 9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役専務執行役員
 2015年 4月 当社取締役副社長執行役員
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役副社長執行役員
 2015年10月 当社取締役副社長執行役員新事業開発部長
 2016年 1月 当社取締役副社長執行役員
 2016年 4月 当社取締役
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役社長社長執行役員（現職）
 2017年 4月 当社国内損害保険事業オーナー取締役（現職）

<担当>

国内損害保険事業の最高責任者

<重要な兼職の状況>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役社長社長執行役員

■ 取締役候補者とした理由

西澤敬二氏は、損害保険事業における経営企画、人事、商品開発、営業、保険金サービス、システムなどの経験を有し、当社においては新規事業開発やシステムを担当し、2012年に当社取締役に就任、2014年に株式会社損害保険ジャパンの代表取締役に就任、2016年に損害保険ジャパン日本興亜株式会社の代表取締役社長に就任、2017年に当社国内損害保険事業オーナーに就任しております。保険持株会社および損害保険事業における経営全般に関する知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

■ 生年月日

1956年5月13日生

■ 取締役在任年数

2年

■ 所有する当社の株式の数

41,300株

■ 取締役会への出席状況（2016年度）

14/14回（100%）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 安田火災海上保険株式会社入社
 2008年 4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員人事部長
 2010年 4月 同社常務執行役員
 2010年 6月 同社取締役常務執行役員
 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社取締役
 2012年 4月 株式会社損害保険ジャパン代表取締役副社長執行役員
 2013年 4月 日本興亜損害保険株式会社副社長執行役員
 2014年 9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役副社長執行役員
 2015年 4月 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
 代表取締役社長社長執行役員（現職）
 2015年 6月 当社取締役
 2016年 3月 ヒューリック株式会社取締役（現職）
 2017年 4月 当社国内生命保険事業オーナー取締役（現職）

< 担 当 >

国内生命保険事業の最高責任者

< 重要な兼職の状況 >

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社代表取締役社長社長執行役員
 ヒューリック株式会社取締役（社外取締役）

■ 取締役候補者とした理由

高橋薫氏は、損害保険事業における経営企画、人事、営業などの経験を有し、2012年に株式会社損害保険ジャパンの代表取締役に就任、2015年に損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社の代表取締役社長および当社取締役に就任、2017年に当社国内生命保険事業オーナーに就任しております。保険持株会社、損害保険事業および生命保険事業における経営全般に関する知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

■ 生年月日

1958年1月16日生

■ 取締役在任年数

4年

■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 取締役会への出席状況（2016年度）

14／14回（100％）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1988年12月 株式会社生活科学研究所入社
- 1995年7月 株式会社情報通信総合研究所入社
- 1996年4月 同社主任研究員
- 1998年7月 同社ECビジネス開発室長
- 2000年12月 有限会社イプシ・マーケティング研究所取締役
- 2001年12月 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長（現職）
- 2006年6月 日本電気株式会社取締役
- 2009年11月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授（現職）
- 2012年6月 株式会社損害保険ジャパン監査役
- 2013年6月 当社取締役（現職）
- 2014年6月 日本写真印刷株式会社取締役（現職）
株式会社ゆうちょ銀行取締役（現職）

<重要な兼職の状況>

- 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
- 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
- 日本写真印刷株式会社取締役（社外取締役）
- 株式会社ゆうちょ銀行取締役（社外取締役）

■ 社外取締役候補者とした理由

野原佐和子氏は、経営者としての経験やIT業界に関わる豊富な経験、産業競争力会議民間議員など政府関係委員会等の役職を歴任し政策策定に参画するなど高い見識を有し、多角的かつ専門的な観点から当社の経営に適切な助言を行っており、また、同時に当社の重要戦略でもある女性活躍推進に関して貴重な助言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としてしました。



■ 生年月日

1956年5月8日生

■ 取締役在任年数

3年

■ 所有する当社の株式の数

400株

■ 取締役会への出席状況（2016年度）

14／14回（100%）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 三菱電機株式会社入社

1988年10月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社

1992年10月 アンダーセン・コンサルティング入社

1996年10月 同社パートナー

1997年 9月 日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社パートナー兼
取締役

2000年 5月 株式会社ローランド・ベルガー代表取締役社長

2006年 4月 同社会長（現職）

早稲田大学大学院商学研究科教授

2011年 5月 株式会社良品計画取締役（現職）

2013年 3月 ヤマハ発動機株式会社監査役

2014年 6月 当社取締役（現職）

日新製鋼株式会社取締役（現職）

<重要な兼職の状況>

株式会社ローランド・ベルガー会長

株式会社良品計画取締役（社外取締役）

日新製鋼株式会社取締役（社外取締役）

■ 社外取締役候補者とした理由

遠藤功氏は、グローバル・コンサルティングファームにおける実務経験や大学院教授としての学術的な知見をふまえた幅広い見識と、経営者としての豊富な経験を有し、特に「現場力」の実践的研究を通じ深度のある多角的な観点から当社の経営に適切な助言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。



■ 生年月日

1960年1月18日生

■ 取締役在任年数

3年

■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 取締役会への出席状況（2016年度）

14／14回（100%）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月 弁護士登録

2001年 8月 村田法律事務所弁護士（現職）

2008年 4月 第二東京弁護士会副会長

2014年 6月 当社取締役（現職）

<重要な兼職の状況>

弁護士

■ 社外取締役候補者とした理由

村田珠美氏は、弁護士としての豊富な知識と経験を有し、その知識と経験に基づく専門的な見地から当社の経営に適切な助言を行っており、また、同時に当社の重要戦略でもある女性活躍推進に関して貴重な助言を行っております。同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から引き続き社外取締役候補者としました。



■ 生年月日

1960年12月26日生

■ 取締役在任年数

3年

■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 取締役会への出席状況（2016年度）

13/14回（92%）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2001年 4月 麗澤大学国際経済学部国際経営学科教授
- 2004年 5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役
- 2005年 9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役（現職）
- 2006年 3月 株式会社ニッセン監査役
- 2006年 4月 立教大学経営学部国際経営学科教授（現職）
- 2011年 3月 株式会社ブリヂストン取締役（現職）
- 2014年 6月 当社取締役（現職）

<重要な兼職の状況>

- 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役（社外取締役）
- 立教大学経営学部国際経営学科教授
- 株式会社ブリヂストン取締役（社外取締役）

■ 社外取締役候補者とした理由

スコット・トレバー・デイヴィス氏は、学識者としての幅広い見識を有し、特に大学での経営戦略論やCSRに関わる研究を通じて当社の経営に適切な助言を行っており、またグローバルな視点で多角的な助言を行っております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から引き続き社外取締役候補者となりました。

注 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 野原佐和子氏、遠藤功氏、村田珠美氏およびスコット・トレバー・デイヴィス氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は「社外役員の独立性に関する基準」（24頁から25頁まで）を定めており、各氏が本基準に掲げる審査事由に該当しておらず、独立性を有すると判断しております。また、各氏は、株式会社東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

3. 野原佐和子氏は、過去、当社子会社の社外監査役でありました。

4. 野原佐和子氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。また、遠藤功氏、村田珠美氏およびスコット・トレバー・デイヴィス氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

5. 当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、野原佐和子氏、遠藤功氏、村田珠美氏およびスコット・トレバー・デイヴィス氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。各氏が社外取締役に選任（再任）された場合、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。

■ 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 椿愼美氏および笠間治雄氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者（2名）

候補者番号	1.	うちやま ひでよ	内山 英世	新任	社外監査役候補者	独立役員
-------	----	----------	-------	----	----------	------

■ 生年月日

1953年3月30日生

■ 所有する当社の株式の数

0株



■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1975年11月 アーサーヤング会計事務所入所
- 1979年12月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社
- 1980年 3月 公認会計士登録
- 1999年 7月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員
- 2002年 5月 同監査法人本部理事
- 2006年 6月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）専務理事
- 2010年 6月 同監査法人理事長
KPMGジャパンチェアマン
- 2011年 9月 KPMGアジア太平洋地域チェアマン
- 2013年10月 KPMGジャパンCEO
- 2015年 9月 朝日税理士法人顧問（現職）
- 2016年 6月 オムロン株式会社監査役（現職）

<重要な兼職の状況>

朝日税理士法人顧問

オムロン株式会社監査役（社外監査役）

■ 社外監査役候補者とした理由

内山英世氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で事業会社の経営に関与されたことはありませんが、公認会計士としての専門的な見識および経験を有している他、日本有数の監査法人およびグローバル・コンサルティングファームの経営者としての豊富な経験を有しております。これらの豊富な知見と経験を当社の監査に反映していただくため、新任社外監査役候補者としてしました。

■ 生年月日

1955年12月28日生

■ 所有する当社の株式の数

0株



■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1978年 4月 労働省入省
2005年10月 厚生労働省大臣官房政策評価審議官
2006年 9月 同省大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭担当）
2008年 7月 同省雇用均等・児童家庭局長
2010年 9月 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
2012年 9月 厚生労働省社会・援護局長
2013年 7月 同省厚生労働事務次官
2016年 6月 伊藤忠商事株式会社取締役（現職）

<重要な兼職の状況>

伊藤忠商事株式会社取締役（社外取締役）

■ 社外監査役候補者とした理由

村木厚子氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、厚生労働省における厚生労働事務次官、大臣官房審議官、雇用均等・児童家庭局長、内閣府における政策統括官といった重要ポストを歴任し、高い見識と豊富な経験等を有しております。これらの豊富な知見と経験を当社の監査に反映していただくため、新任社外監査役候補者となりました。

- 注 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山内英世氏および村木厚子氏は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は「社外役員の独立性に関する基準」（24頁から25頁まで）を定めており、両氏が本基準に掲げる審査事由に該当しておらず、独立性を有すると判断しております。また、両氏は、株式会社東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 山内英世氏および村木厚子氏が社外監査役に選任（新任）された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、両氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

■役員選任方針

当社は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の諮問結果を踏まえ、取締役会の決議により「役員選任方針」を定めております。その内容は次のとおりであります。

<役員選任方針>

当社の取締役および執行役員ならびに監査役の選任にあたっては、次の役員選任方針に則り、取締役および執行役員については、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会がその候補者を決定します。また、取締役会が監査役の選任に関する株主総会議案を決議する際には、取締役はあらかじめ監査役会とその候補者について協議する機会を設け、監査役会の同意を求めます。

1. 取締役・監査役の選任方針

当社は子会社等を監督・指導するとともに、損害保険事業を中心に様々な事業を営む子会社等の経営戦略を包含したグループ全体の経営戦略を策定し、これを着実に遂行・実現する役割を担っています。この観点から、取締役会は、主要な事業会社の業務に精通した取締役を専門分野に偏りがないように経験や実績のバランスの確保を考慮して選任するほか、さらに多様かつ独立した視点・観点から経営課題等に対して客観的な判断を行うことを目的として、様々な分野で広い知見や経験を持つ会社経営者・学識者・法曹関係者等を社外取締役として複数選任し全体構成します。監査役会については、財務および会計に関する適切な知見を有する監査役を選任するほか、会社経営の経験や法曹分野等にかかわる専門的知見を有する者等、全体のバランスを考慮して選任します。

また、取締役・監査役選任にあたっては、保険会社向けの総合的な監督指針の内容を踏まえた選任基準等に基づき選任を行うほか、社外取締役・社外監査役については「社外役員の独立性に関する基準」を定め、この基準に照らし合わせて選任を行います。

なお、実質的な議論を行うことを目的として、定款の定めにより取締役は15名以内、監査役は7名以内とします。

2. 執行役員の選任方針

当社は、執行役員の選任にあたり、「望ましい執行役員像」・「執行役員選任方針」を定め、必要な能力・資質、経験や実績のバランス等に関する基本的事項を定めており、これらの基準・方針に照らし合わせて選任を行います。

以上

■社外役員の独立性に関する基準

当社は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の諮問結果を踏まえ、取締役会の決議により「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。その内容は次のとおりであります。

＜社外役員の独立性に関する基準＞

当社は、次に掲げる事項に基づいて社外取締役および社外監査役の当社からの独立性を判断します。

1. 人的関係：当社グループの役職員との親族関係、その出身会社と当社との役員の相互就任状況
2. 資本的關係：当社株式の保有、当社グループによる株式保有の状況
3. 取引関係：当社グループとの取引・寄付の状況
4. 上記以外の重要な利害関係

社外取締役の候補者が次に掲げる事由に該当するときは、社外取締役を中心に組成する指名・報酬委員会が独立性の有無を審査し、取締役会が最終判断した後に、株主総会に選任議案を提出するとともに、各金融商品取引所の定める独立役員として届け出ます。

社外監査役にあつては、監査役会は本基準を斟酌し、株主総会に提出する監査役選任議案への同意を行います。取締役会は本同意を受け、株主総会に選任議案を提出するとともに、各金融商品取引所の定める独立役員として届け出ます。

(1) 人的関係

- ①現在または過去10年間（非業務執行取締役、監査役であった者はその就任前10年間）において、当社または子会社の業務執行取締役^{注1}・執行役員・使用人である者・あつた者
- ②現在または過去5年間において、当社または子会社の業務執行取締役・執行役員・重要な使用人^{注2}である者・あつた者の親族^{注3}
- ③当社または子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社・子会社の取締役・監査役・会計参与・執行役員・執行役員

(2) 資本的關係

- ①当社が議決権10%以上を保有する会社の取締役・監査役・会計参与・執行役員・執行役員・使用人
- ②当社が議決権10%以上を保有する会社の取締役・監査役・会計参与・執行役員・執行役員^{注4}の親族
- ③現在または過去5年間において、当社の議決権10%以上を保有する者・保有していた者（法人の場合は当該社またはその親会社・重要な子会社^{注4}の取締役・監査役・会計参与・執行役員・理事・執行役員・使用人である者・あつた者）
- ④現在または過去5年間において、当社の議決権10%以上を保有する者・保有していた者の親族（法人の場合は当該社の取締役・監査役・会計参与・執行役員・理事・執行役員である者・あつた者の親族）

(3) 取引関係

- ①現在または過去3事業年度の平均で、当社または子会社が当社の年間連結総売上高の2%以上の支払を受けている者・受けた者（法人の場合は当該社またはその親会社・重要な子会社の業務執行取締役・執行役員・執行役員・使用人である者・あつた者）

- ②現在または過去3事業年度の平均で、その者の年間連結総売上高の2%以上の支払を当社または子会社から受けている者・受けた者（法人の場合は当該社またはその親会社・重要な子会社の業務執行取締役・執行役・執行役員・使用人である者・あった者）
- ③過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付・助成を当社または子会社から受けている公益財団法人・公益社団法人・非営利法人等の理事（業務執行に当たる者に限る）・その他の業務執行者
- ④現在または過去3年間に於いて、当社が資金調達（必要不可欠であり代替性がない程度に依存しているもの）している金融機関その他大口債権者またはその親会社・重要な子会社の取締役・監査役・会計参与・執行役・執行役員・使用人
- ⑤当社または子会社の会計監査人である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員・パートナー・従業員および過去3年間に於いてそれらの者であって、当社または子会社の監査業務を実際に担当（補助的関与は除く）していた者（現在退職・退所している者を含む）
- ⑥当社または子会社の会計監査人である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員・パートナーの親族
- ⑦当社または子会社の会計監査人である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の従業員であって、当社または子会社の監査業務（補助的関与は除く）を現在実際に担当している者、および過去3年間に於いて当社または子会社の会計監査人である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員・パートナー・従業員であって、当該期間において、当社または子会社の監査業務（補助的関与は除く）を実際に担当していた者の親族
- ⑧上記⑤以外の弁護士・公認会計士等のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社または子会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、および上記⑤以外の法律事務所・監査法人等のコンサルティング・ファームその他の専門的なアドバイザー・ファームであって、過去3事業年度の平均でそのファームの連結総売上高の2%以上の支払を当社または子会社から受けたファームの社員・パートナー・アソシエイト・従業員である者・あった者

(4) 重要な利害関係

(1) ~ (3) 以外で重要な利害関係があると認められる者

- 注 1. 「業務執行取締役」とは、会社法第363条第1項各号所掲の取締役および当該会社の業務を執行したその他の取締役をいう。(以下同じ)
2. 「重要な使用人」とは、会社法第362条第4項第3号所定の「重要な使用人」に該当する者をいう。(以下同じ)
3. 「親族」とは、配偶者・二親等以内の親族・同居の親族をいう。(以下同じ)
4. 「重要な子会社」とは、当該会社の最近事業年度に係る事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」（会社法施行規則第120条第1項第7号）等の項目またはその他の当該会社が一般に公表する資料において、重要な子会社として記載されている子会社をいう。(以下同じ)
5. 上記(2)③・④、(3)①・②・⑧に規定する「あった者」とは、過去5年以内に該当する場合をいう。

以上

<第4号議案および第5号議案の補足説明>

当社は、取締役を含む役員の会社業績・企業価値向上に向けた意識をこれまで以上に高め、優秀で多様な人材を獲得・確保するため、2016年度および2017年度において、役員報酬体系の見直しを実施してまいりました。かかる見直しに際しては、社外取締役が委員の過半数を占め、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会が決議しており、透明性と客観性を確保しております。当社の役員報酬体系の概要は54頁から56頁に掲載している「役員報酬決定方針」に記載しておりますが、当該方針に記載の内容を含む主な見直しの内容は以下のとおりであります。

第4号議案「取締役の報酬等の額改定の件」および第5号議案「株式報酬制度に関する額および内容改定の件」は、かかる役員報酬体系の見直しに伴う取締役の報酬等にかかる事項の改定につき、ご承認をお願いするものであります。

【役員報酬体系の見直しの主な内容】

(1) 新たな役員報酬体系

- ・当社は、2017年2月14日に公表いたしました「グループ・チーフオフィサー制度」の新設に伴い、グループ・チーフオフィサーを含む当社執行役員全体（取締役を兼務する執行役員を含む。）の報酬体系を大幅に見直しました。
- ・これまでの役員報酬制度は、役位別の報酬制度でしたが、新たな報酬制度においては、
 - ポストに要求される役割・期待、職責の重さ等に応じてポストごとに適用する報酬幅を設定する
 - 当該ポストに就任する人材の実績・スキルに基づきその報酬幅の範囲内で報酬金額を決定するという個別性の高い仕組としました。
- ・個別性の高い仕組とすることにより、役員の外部登用の柔軟性を高め、役員報酬の観点から役員の多様性を確保しやすい環境を整えます。
- ・また、ポストごとの役員報酬総額に占める変動報酬（業績連動報酬（金銭報酬）・業績連動型株式報酬）の割合について、今回の見直しに伴いその割合を高め、ポストによっては最大10%強引き上げました。

(2) グループCEOの役員報酬の見直し

・グループCEOの2017年度以降の報酬金額については、指名・報酬委員会が審議を行いました（審議は社外取締役のみで行っていません）。グループCEOの役員報酬の決定にあたり、指名・報酬委員会が審議したポイントは以下のとおりであります。

○グループCEOがこれまで大きな意思決定を果敢に行い、グループを変革に導くリーダーシップを発揮してきたことや、グループの目指すビジョンを示し、それを具現化する打ち手を着実に実行している経営手腕への対価として相応しい報酬水準であること

○指名・報酬委員会が設定した報酬水準が、グループの業績向上や目指すビジョンの実現に向け、グループCEOのインセンティブに繋がっていること

○利益ベースでグローバルトップ水準を目指す企業グループのリーダーとして、国内だけでなく海外の報酬水準も意識したものであること

○役員報酬総額に占める変動報酬（業績連動報酬（金銭報酬）・業績連動型株式報酬）の割合が適切に設定されていること（今回の見直しに伴いその割合を8.4%引き上げました。）

(3) 業績連動報酬スキームの変更

・2016年度よりスタートしている当社の中期経営計画を踏まえ、事業戦略に整合させた仕組に変更し（業績指標の見直し、事業別報酬スキームへの移行等）、かつ、業績と役員の間が役員報酬によりダイレクトに反映するインセンティブ性の高い制度に改めました。

■ 第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等のうち金銭で支給するもの（現金報酬）の額については、2011年6月27日開催の第1回定時株主総会で「年額4億円以内（うち社外取締役分年額1億円以内）」とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢および経営環境や当社の業容・経営体制の変化や、前記<第4号議案および第5号議案の補足説明>にてご説明申しあげました役員報酬体系の見直しに伴い、これを「年額7億円以内（うち社外取締役分年額1億円以内）」に改めさせていただきたいと存じます。なお、かかる取締役の報酬等の額には、従前どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとし、個別の報酬額は、取締役会にご一任させていただきたいと存じます。また、第5号議案「株式報酬制度に関する額および内容改定の件」としてお諮りいたします業績連動型の株式報酬の報酬等の額とは別枠といたしたいと存じます。

現時点において、現金報酬の支給対象となる当社の取締役は12名（うち社外取締役4名）であります。第2号議案のご承認が得られますと、現金報酬の支給対象となる当社の取締役は12名（うち社外取締役4名）となります。

■ 第5号議案 株式報酬制度に関する額および内容改定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

当社の取締役の報酬等のうち、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）により支給するものの額および内容については、2016年6月27日開催の第6回定時株主総会でご承認をいただき（以下、上記定時株主総会における決議を「現決議」といいます。）今日に至っておりますが、前記<第4号議案および第5号議案の補足説明>にてご説明申しあげました役員報酬体系の見直しに伴い、一部改定することといたしたいと存じます。

本議案は、第4号議案「取締役の報酬等の額改定の件」としてお諮りいたします現金報酬の報酬等の額とは別枠として、本制度にかかる報酬等の額および内容を改定することをお願いするものであります。

本制度は、当社および主要グループ会社（以下「当社グループ」といいます。）の役員の報酬と業績および株式価値の連動性をより明確にし、当社グループの役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に鑑み、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、当社の取締役会にご一任いただきたいと存じます。

現時点において、本制度の対象となる当社の取締役は8名ですが、第2号議案のご承認が得られますと、本制度の対象となる当社の取締役は8名となります。なお、社外取締役は、本制度の対象外といたします。

2. 本制度における報酬等の額および内容

(下線は現決議からの変更箇所を示します。)

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下かかる金銭信託により設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社グループの役員（下記(2)において定義します。）に対して、当社グループの取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度であり、当社グループの役員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として当社グループの役員の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員、ならびに当社の主要グループ会社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員（以下あわせて「当社グループの役員」といいます。）

(3) 当社が本信託に拠出する金額の上限

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下当該3事業年度の期間および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間をそれぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しております。当初の対象期間に関して本制度に基づく当社グループの役員への交付を行うために必要となる株式を本信託が先行して取得するための資金として当社が本信託に拠出する額は、当社取締役分として5億円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、当社グループの役員合計で22億円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）を上限とします。当初の対象期間につきまして、当社は信託設定時（2016年7月）に17億円（うち、当社取締役分として3億円）を既に拠出しておりますので、当初の対象期間につきまして、今後、当社が拠出することができる資金の額は、5億円（うち、当社取締役分として2億円）が上限となります。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各

対象期間に、上記株式の取得資金として追加拠出を行います。対象期間ごとに追加拠出する額は、当社取締役分として5億円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、当社グループの役員合計で22億円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）を上限とします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（当社グループの役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社グループの役員に対する株式の交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案においてご承認をいただいた上限の範囲内とします。

(4) 当社株式の取得方法および本信託が取得する株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてこれを実施します。当初の対象期間につきましては、本信託設定（2016年7月）後遅滞なく、78万株を上限として取得しております。

当初の対象期間につきまして、現時点で本信託による当社株式取得の予定はありませんが、今後、本信託による当社株式の取得が行われる場合、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(5) 当社グループの役員に交付される当社株式等の具体的な内容

当社グループは、各事業年度に関して、当社グループの役員の職務内容や責任等に応じて付与する基準ポイントをもとに、株式価値および連結業績をマーケットと対比して計算される数のポイントを当社グループの役員に付与します。当社グループの役員に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

1事業年度に付与されるポイント数の合計は、当社取締役は6.7万ポイント（当社普通株式6.7万株相当）、当社グループの役員合計は28.7万ポイント（当社普通株式28.7万株相当）を上限とします。これは、現在の当社グループの役員に対する役員報酬支給水準および当社の株価水準、当社グループの役員の員数の動向と今後の見込み、ならびに前記<第4号議案および第5号議案の補足説明>にてご説明申しあげました役員報酬体系の見直しの内容等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分

割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または1ポイント当たりの当社普通株式換算比率について合理的な調整を行います。

(6) 当社グループの役員に対する交付時期

当社グループの役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該当社グループの役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までに付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から交付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受けます。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

＜ご参考：第4号議案および第5号議案のポイント（新旧対比）＞
 （下線は変更箇所を示します。）

議案	旧（第1回および第6回定時株主総会でご承認いただいた内容）	新（今回ご承認をお願いする内容）
第4号議案	取締役の報酬等のうち金銭で支給するもの（現金報酬）	
	年額4億円以内 （うち社外取締役分年額1億円以内）	年額7億円以内 （うち社外取締役分年額1億円以内）
第5号議案	取締役の報酬等のうち業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）により支給するもの	
	当社が取締役分として対象期間ごとに信託に拠出する金額	
	対象期間中（3事業年度）あたり3億円を上限 ※当社グループ役員の合計で20億円を上限	対象期間中（3事業年度）あたり5億円を上限 ※当社グループ役員の合計で22億円を上限
	1事業年度に当社取締役が付与されるポイント数	
	4万ポイントを上限 （当社普通株式4万株相当を上限） ※当社グループの役員の合計で26万ポイント（当社普通株式26万株相当）を上限	6.7万ポイントを上限 （当社普通株式6.7万株相当を上限） ※当社グループの役員の合計で28.7万ポイント（当社普通株式28.7万株相当）を上限

以上

添付書類

添付書類 (1)

2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで) 事業報告

■ 1 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

企業集団の主要な事業内容

当社グループは、2016年度末現在、SOMP Oホールディングス株式会社 (以下「当社」といいます。)、連結子会社127社および持分法適用関連会社4社等で構成されており、主要な事業は、国内損害保険事業、国内生命保険事業、介護・ヘルスケア事業および海外保険事業であります。

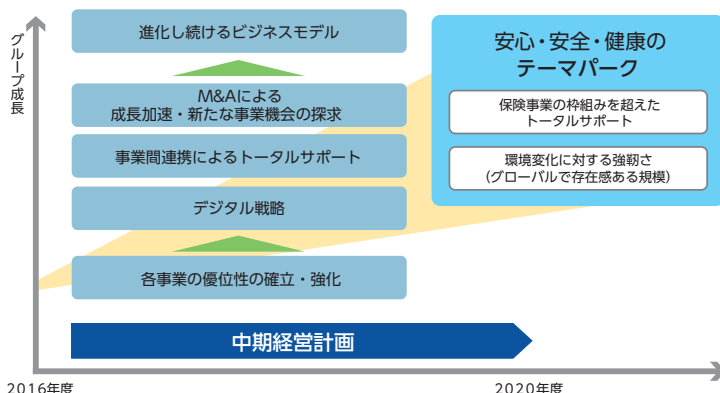
金融経済環境ならびに企業集団を巡る当該事業年度における事業の経過および成果

当期の世界経済は、年度前半に中国などの新興国が減速したものの、後半には持ち直しの動きが見られ、全体としては緩やかな回復が続きました。わが国経済は、雇用・所得環境等の改善が続く中、個人消費に弱さが見られたものの、年度後半には輸出や生産に持ち直しの動きが見られ、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

(企業集団の事業の経過および成果)

当社グループは、中期経営計画において、「お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービス」を提供していくというグループ経営理念の具現化に向けたグループの目指す姿として「安心・安全・健康のテーマパーク」の構築を掲げており、その実現に向けて、デジタル技術の推進や新たな事業機会の探求などに取り組んでいます。

<目指す姿を実現するための戦略>



当社は、持株会社としてグループ全体の事業計画の遂行およびグループ価値の最大化に向けて、グループ経営戦略の立案、グループ全体の経営資源配分、ガバナンス体制の構築およびデジタル戦略・M&Aの実行などのグループ重要課題への対応に取り組んでおります。

当社グループは、グループベース・グローバルベースで「安心・安全・健康」の「SOMP O」ブランドの強化を目的として、2016年10月1日付けで、当社の社名を「SOMP Oホールディングス株式会社」としました。

また、各事業部門が存在感ある優位性を確立・強化していくため、国内損害保険事業、国内生命保険事業、介護・ヘルスケア事業および海外保険事業の経営トップを事業オーナーと位置付け、事業オーナーが事業戦略立案・投資判断・人材配置などの権限を有する「事業オーナー制」を導入しました。

さらに、CSRおよびダイバーシティを持続的に企業価値を高めるための重要な経営基盤と位置付け、社会的課題の解決を通じて、サステナブルな社会の実現およびグループの成長に向けて取組を推進しています。

(当期の業績)

経常収益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
3兆4,195億円 (前期比 +1,633億円)	2,417億円 (前期比 +248億円)	1,664億円 (前期比 +68億円)

当社の連結業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、前期に比べて1,633億円増加して3兆4,195億円となりました。一方、経常費用は、前期に比べて1,384億円増加して3兆1,778億円となりました。

この結果、当期の経常損益は、前期に比べて248億円増加して2,417億円の経常利益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損益は、前期に比べて68億円増加して1,664億円の純利益となりました。

	2015年度	2016年度	増減
経常収益	3兆2,561億円	3兆4,195億円	1,633億円
保険引受収益	3兆210億円	3兆505億円	295億円
資産運用収益	2,032億円	2,328億円	295億円
その他経常収益	318億円	1,361億円	1,042億円
経常費用	3兆393億円	3兆1,778億円	1,384億円
保険引受費用	2兆5,266億円	2兆5,151億円	△115億円
資産運用費用	282億円	412億円	130億円
営業費及び一般管理費	4,650億円	5,065億円	414億円
その他経常費用	193億円	1,149億円	955億円
経常利益	2,168億円	2,417億円	248億円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,595億円	1,664億円	68億円

(各事業部門の経過および成果)

各事業部門の経過および成果は、次のとおりです。



国内損害保険事業



損保ジャパン日本興亜



そんぽ24

○ 損保ジャパン日本興亜

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、当社グループの中核会社として、お客さまの安心・安全・健康に資する幅広い事業領域にチャレンジし、グループ全体の成長エンジンの役割を果たしています。

お客さまの目線で新たな価値を自律的・継続的に生み出すことのできる人材・組織力の強化（現場力の発揮）と、デジタル技術の活用に取り組んでおり、最先端のテレマティクス技術を用いた安全運転支援サービスの「ポータブルスマイリングロード」の提供や、コールセンターへのAI（人工知能）の導入、保険事故調査へのドローンの活用など、事業の多くの場面でデジタル技術を活用しています。また、2015年度に立ち上げたビジネスプロセスとシステム基盤を刷新する「未来革新プロジェクト」の取組を加速し、引き続き最高品質のサービス提供と業務の効率化を目指しています。



(ご参考) 安全運転支援サービス「ポータブルスマイリングロード」の画面イメージ

○ セゾン自動車火災、そんぽ24

セゾン自動車火災保険株式会社とそんぽ24損害保険株式会社は直販型損害保険事業を展開しており、多様化するお客さまニーズに対応しています。



(ご参考) セゾン自動車火災は「おとなの自動車保険」を提供しています。

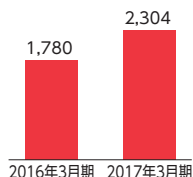
業績（ご参考）

○ 損保ジャパン日本興亜（単体）

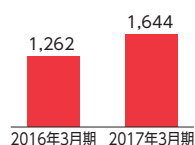
正味収入保険料（単位：億円）



経常利益（単位：億円）



当期純利益（単位：億円）



国内生命保険事業



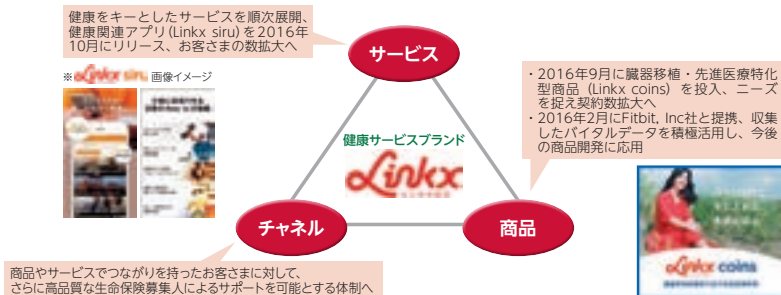
○ 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社は、「お客さまの健康維持、増進を応援する企業への変革」を掲げ、お客さまに新たな価値を提供し続けるビジネスモデルの構築に取り組んでいます。

2016年9月には健康サービスブランド「Linkx（リンククロス）」を立ち上げ、第一弾として臓器移植・先進医療特化型のインターネット販売専用商品「Linkx coins（リンククロス コインズ）」、第二弾として健康情報配信アプリ「Linkx siru（リンククロス シル）」の提供を開始しました。

今後も最先端のデジタル技術を活用し、健康（ヘルス）をテクノロジーでつなぐ「ヘルステック」への対応を進め、お客さまの健康に資する「商品」「サービス」、それらをお客さまにお届けする高品質な「チャンネル」が三位一体となったビジネスモデルの構築にチャレンジしていきます。

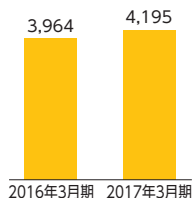
（ご参考）損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が提供するサービスブランド「Linkx（リンククロス）」の概要



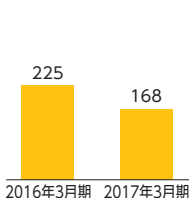
業績（ご参考）

○ 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命（単体）

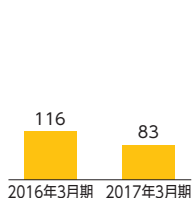
保険料等収入（単位：億円）



経常利益（単位：億円）



当期純利益（単位：億円）





介護・ヘルスケア事業



SOMPOケアメッセージ



SOMPOケアネクスト



SOMPOリスクアマネジメント

◎ SOMPOケアメッセージ、SOMPOケアネクスト

介護・ヘルスケア事業は、当社グループの新たな事業の柱であり、施設介護をメインとしたSOMPOケアネクスト株式会社と施設から在宅まで幅広く対応可能なSOMPOケアメッセージ株式会社が、高齢者やそのご家族の多様なニーズにお応えする、高品質の介護サービスを提供しています。



(ご参考)「SOMPOケア Next Step Center」での研修の様子

2016年4月に実際のホームと同様の居室・設備を再現した研修センター「SOMPOケア Next Step Center」を開設し、実技演習を充実させるとともに、バーチャルリアリティの導入など、幅広い研修により介護のプロフェッショナルを育成しています。



(ご参考) 介護状況等の管理システム

ICT（情報通信技術）・デジタル技術の活用についても、居室・浴室見守りセンサーや排尿センサーの効果検証・本格展開など、安全性・生産性・品質の向上に努めています。また、AI技術を用いたケア品質の向上にも注力していきます。

当社グループは、「世界に誇れる豊かな長寿国日本」の実現に向け貢献していきます。

業績等 (ご参考)

◎ 介護・ヘルスケア連結子会社

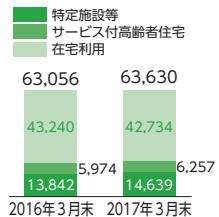
経常収益 (単位: 億円)



当期純利益 (単位: 億円)



介護サービスの利用者数 (単位: 人)



注. 「経常収益」「当期純利益」は、当社連結財務諸表に反映されているSOMPOケアメッセージ(連結)、SOMPOケアネクストおよびSOMPOリスクアマネジメントの単純合算値、「介護サービスの利用者数」はSOMPOケアメッセージ(連結)およびSOMPOケアネクストの合算値を記載しております。



海外保険事業



SOMPO INTERNATIONAL



SOMPO CANOPIUS



SOMPO SEGUROS

海外保険事業は、着実なオーガニック成長と規律あるM&Aによる飛躍的な拡大を目指し、収益性や成長が見込まれる国・地域を中心に経営資源を投入することで、成長を遂げております。

先進国マーケットでは、2016年10月に損害保険ジャパン日本興亜株式会社を通じて、米国を中心とした事業基盤を持つEndurance Specialty Holdings Ltd. (エンデュランス社) の買収について合意し、2017年3月に手続きを完了しました。また、将来的に先進国マーケットの統括機能を担うSompo International Holdings Ltd.を2017年3月に新設しました。これにより、「真に統合されたグローバル保険事業のプラットフォーム」を構築していきます。



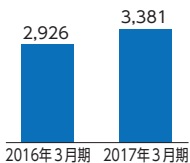
(ご参考)当社の櫻田グループCEO(右)と Sompo International Holdings Ltd.のシャーマンCEO(左)

新興国マーケットでは、2016年6月にSompo Holdings (Asia) Pte. Ltd. が東南アジアの大手銀行グループの一つであるCIMBグループと損害保険の銀行窓口販売を行う契約を締結し、9月からインドネシアとシンガポールで当社グループ商品の販売を開始しました。

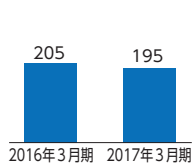
業績 (ご参考)

◎海外連結子会社

正味収入保険料 (単位: 億円)



当期純利益 (単位: 億円)



注。「正味収入保険料」「当期純利益」は、当社連結財務諸表に反映されている海外連結子会社の単純合算値を記載しております。



その他



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント



損保ジャパン日本興亜DC証券

お客さまの資産形成に関するサービスを提供する損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、確定拠出型年金を扱う損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社が事業展開しており、国内損害保険事業をはじめとするグループ会社との事業間連携をベースとした収益モデルの向上を図っています。

対処すべき課題

国内の人口減少・急速な高齢化、大規模自然災害の常態化、指数関数的に進化するテクノロジーとそれに伴うお客さまの行動変化など、当社グループを取り巻く環境は非連続かつ大きく変化していくことが予想されま
す。当社グループが持続的な成長を果たしていくためには、これらの変化をいち早く察知し、柔軟かつ迅速に対応していくことが求められます。

当社は、こうした環境変化の中においても持続的に成長し、「お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービス」の提供を目指すグループ経営理念を実現していくため、新たな成長戦略として、2016年5月に当社グループ全体の「中期経営計画（2016～2020年）」を策定・公表しております。さらに、2016年10月のエンデュランス社の買収手続開始の合意および消費税の増税延期などの環境変化を踏まえ、中期経営計画で策定した2018年度のグループ経営数値目標を2016年11月に上方修正し、「修正連結利益2,200億円～2,300億円、修正連結ROE 8.0%以上（注1）」としました。新たな経営数値目標の達成に向けて、グループをあげて取り組んでまいります。

<グループ経営数値目標>

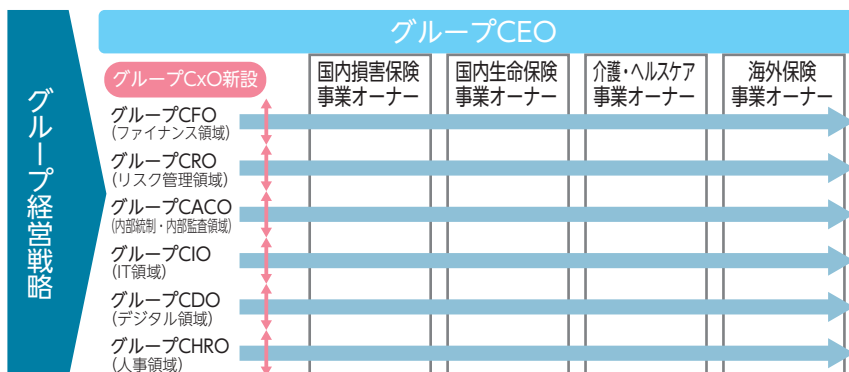
		2016年度 実績		2018年度 経営数値目標
国内損害保険事業	修正利益	1,349億円	▶	1,200億円以上
国内生命保険事業	修正利益	291億円	▶	320億円以上
介護・ヘルスケア事業等	修正利益	△7億円	▶	80億円以上
海外保険事業	修正利益	199億円	▶	600億円以上
合計（修正連結利益）		1,832億円	▶	2,200～2,300億円
修正連結ROE		7.6%	▶	8.0%以上

また、2016年4月より導入済みの「事業オーナー制」に加え、2017年4月から「グループ・チーフオフィサー（グループC x O）制」を導入^(※)しました。「グループ・チーフオフィサー制」においては、グループCEOによる全体統括のもと、各事業を4人の事業オーナーに任せようえて、各機能領域の責任者として「グループCFO」、「グループCRO」、「グループCACO」、「グループCIO」、「グループCDO」、「グループCHRO」を配置しました。

これらにより、当社は中期経営計画に掲げる「安心・安全・健康のテーマパーク」の構築・進化に向けて、非連続な環境変化に対しても敏捷かつ柔軟に経営戦略を立案し、グループベストの意思決定および業務遂行を実現できる態勢の構築を図ります。

また、グループ全体の企業風土、事業ポートフォリオおよび既存ビジネスモデルの変革にも取り組むことで、持続的な成長を図ってまいります。

※グループCEO以外は「呼称」としていた「グループ・チーフオフィサー」を2017年4月に正式に制度化しております。



株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

注1. 2017年度以降の事業部門別修正利益、修正連結利益および修正連結ROEの計算方法は、以下のとおりであります。

		計算方法
事業部門別修正利益	国内損害保険事業 ^{*1}	当期純利益 + 異常危険準備金繰入額 (税引後) + 価格変動準備金繰入額 (税引後) - 有価証券の売却損益・評価損 (税引後) - 特殊要因 (子会社配当など)
	国内生命保険事業	当期純利益 + 危険準備金繰入額 (税引後) + 価格変動準備金繰入額 (税引後) + 責任準備金補正 (税引後) + 新契約費繰延 (税引後) - 新契約費償却 (税引後)
	介護・ヘルスケア事業等 ^{*2}	当期純利益
	海外保険事業	当期純利益 (主な非連結子会社含む) なお、エンデュランス社のみOperating Income ^{*3}
修正連結利益	事業部門別修正利益の合計	
修正連結純資産	連結純資産 (除く国内生命保険事業純資産) + 国内損害保険事業異常危険準備金 (税引後) + 国内損害保険事業価格変動準備金 (税引後) + 国内生命保険事業修正純資産 ^{*4}	
修正連結ROE	修正連結利益 ÷ 修正連結純資産 (分母は期首・期末の平均残高)	

※1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社、そんぽ24損害保険株式会社、損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社、損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社およびS O M P O リスクアーマネジメント株式会社 (2016年度は介護・ヘルスケア事業等) の合計。

※2 S O M P O ケアメッセージ株式会社、S O M P O ケアネクスト株式会社、株式会社シグダー、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、株式会社プライムアシスタンス、S O M P O ワランティ株式会社および株式会社フレッシュハウスの合計。

※3 エンデュランス社の修正利益は一過性の変動要素を除いたOperating Income (= 当期純利益 - 為替損益 - 有価証券売却・評価損益 - 減損損失など) で定義。

※4 国内生命保険事業修正純資産 = 国内生命保険事業純資産 (日本会計基準) + 危険準備金 (税引後) + 価格変動準備金 (税引後) + 責任準備金補正 (税引後) + 未償却新契約費 (税引後)

2. 本事業報告 (以下の諸表を含みます。)における金額および持株数等は記載単位未満を切り捨てて表示し、持株比率等の比率は記載単位未満を四捨五入して表示しております。

(2) 企業集団および保険持株会社の財産および損益の状況の推移

イ 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経 常 収 益	3,008,339	3,282,343	3,256,186	3,419,530
経 常 利 益	112,391	208,309	216,853	241,713
親会社株主に帰属する当期純利益	44,169	54,276	159,581	166,402
包 括 利 益	149,965	469,485	△116,689	226,949
純 資 産 額	1,390,153	1,829,852	1,652,839	1,868,940
総 資 産	9,499,799	10,253,431	10,186,746	11,931,135

ロ 保険持株会社の財産および損益の状況の推移

区 分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営 業 収 益	27,581	36,568	130,741	71,611
受 取 配 当 金	24,675	32,907	125,000	63,835
保険業を営む子会社等	24,675	31,900	124,500	62,100
その他の子会社等	—	1,007	500	1,735
当 期 純 利 益	24,951	33,070	125,024	61,522
1 株当たり当期純利益	60円43銭	80円94銭	308円85銭	154円96銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総 資 産	905,183	914,729	1,077,485	993,534
保険業を営む子会社等株式等	875,453	853,953	821,651	794,572
その他の子会社等株式等	4,322	4,322	100,026	102,400

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

イ 保険持株会社の状況

(2017年3月31日現在)

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2010年4月1日

ロ 子法人等の状況

(2017年3月31日現在)

事業セグメント	会社名	事務所名	所在地	設置年月日
国内損害保険事業	損害保険ジャパン 日本興亜株式会社	本社	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	1976年 7月21日
	セゾン自動車火災 保険株式会社	本社	東京都豊島区東池袋 三丁目1番1号	1982年 9月22日
	そんぽ24損害保険 株式会社	本社	東京都豊島区東池袋 三丁目1番1号	2000年 7月24日
	損保ジャパン日本 興亜保険サービス 株式会社	本社	東京都新宿区西新宿 二丁目1番1号	2011年 7月1日
国内生命保険事業	損保ジャパン日本 興亜ひまわり生命 保険株式会社	本社	東京都新宿区西新宿 六丁目13番1号	2011年 10月1日
介護・ヘルスケア 事業	S O M P O ケア メッセージ株式会社	本社	岡山市南区西市 522番地1	2014年 7月1日
	S O M P O ケア ネクスト株式会社	本社	東京都品川区東品川 四丁目12番8号	2016年 4月1日
	S O M P O リス ケアマネジメント 株式会社	本社	東京都新宿区西新宿 一丁目24番1号	2006年 12月4日
海外保険事業	Endurance Specialty Holdings Ltd.	本社	Waterloo House, 100 Pitts Bay Road, Pembroke HM08 Bermuda	2014年 4月28日
	Sompo Canopus AG	本社	Freigutstrasse 16, 8002, Zurich, Switzerland	2015年 9月2日
	Sompo Seguros S.A.	本社	Rua Cubatão, 320, Paraíso São Paulo-SP, CEP04013-001-Brazil	2014年 10月21日
その他	損保ジャパン日本興亜 アセットマネジメント 株式会社	本社	東京都中央区日本橋 二丁目2番16号	2009年 11月24日
	損保ジャパン日本興亜 DC証券株式会社	本社	東京都新宿区西新宿 一丁目25番1号	1999年 5月10日

(4) 企業集団の使用人の状況

イ 保険持株会社の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続 年 数	平均給与 月 額
使 用 人	488名	514名	26名	43.1歳	17.1年	628千円

注 1. 使用人数は、当社連結子会社との兼務者を含む就業人員数であります。また、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

2. 平均勤続年数は、当社連結子会社における勤続年数を通算しております。

3. 平均給与月額は、2017年3月の平均給与月額（時間外手当を含みます。）であり、賞与を含んでおりません。

ロ 企業集団の状況

事業セグメント	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)
	名	名	名
国内損害保険事業	27,483	26,893	△590
国内生命保険事業	2,788	2,758	△30
介護・ヘルスケア事業	9,783	11,132	1,349
海 外 保 険 事 業	4,563	5,882	1,319
そ の 他	709	765	56
合 計	45,326	47,430	2,104

注 1. 使用人数は、当社および当社連結子会社（本項において、以下「グループ」といいます。）の合計であります。

また、グループからグループ以外への出向者を除き、グループ以外からグループへの出向者を含む就業人員数であります。

2. 海外保険事業の使用人数の増加は、主にEndurance Specialty Holdings Ltd.およびその傘下子会社を当社の連結子会社としたことによるものであります。

3. 当社の使用人数は、その他に含めて記載しております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達状況

イ 当社の連結子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2016年8月8日付けで第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）（以下「第1回債」といいます。）および第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）（以下「第2回債」といいます。）を発行しました。第1回債および第2回債の発行により、2016年5月に公表したグループ中期経営計画を遂行するうえで必要な財務健全性の強化を図るとともに、本邦初の保険会社による個人投資家向け（第1回債）と機関投資家向け（第2回債）の同時発行により、国内債券市場の幅広い投資家層へのアクセス拡大を図るものであります。

	第1回債（個人投資家向け）	第2回債（機関投資家向け）
発行総額	1,000億円	1,000億円
償還期限	2046年8月8日（30年債）	2076年8月8日（60年債）

ロ 当社の連結子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、Endurance Specialty Holdings Ltd.の買収資金の充当を目的に、2017年3月12日および2017年3月13日付けで債券貸借取引を活用し、受入担保金として総額2,500億円を調達しました。損害保険ジャパン日本興亜株式会社の保有債券を貸し付けることで品貸料収入を獲得できることから、低金利環境も踏まえ、手元資産の売却等と比較しても経済合理性に優れると判断し、取引実行したものであります。

(7) 企業集団の設備投資状況

イ 設備投資の総額

事業セグメント	金額
	百万円
国内損害保険事業	14,439
国内生命保険事業	498
介護・ヘルスケア事業	1,083
海外保険事業	1,394
その他	146
合計	17,562

注. 当社の設備投資の金額は、その他に含めて記載しております。

ロ 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

(2017年3月31日現在)

会社名	所在地	主要な事業内容	設 年 月 立 日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	備考
(連結子会社)						
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都 新宿区	国内損害保険事業	1944年 2月12日	70,000百万円	100.0%	—
セゾン自動車火災保険株式会社	東京都 豊島区	国内損害保険事業	1982年 9月22日	28,760百万円	99.7% (99.7%)	—
そんぽ24損害保険株式会社	東京都 豊島区	国内損害保険事業	1999年 12月6日	19,000百万円	100.0% (100.0%)	—
損保ジャパン日本興亜 保険サービス株式会社	東京都 新宿区	国内損害保険事業	1989年 2月28日	1,845百万円	100.0% (100.0%)	—
損保ジャパン日本興亜 ひまわり生命保険株式会社	東京都 新宿区	国内生命保険事業	1981年 7月7日	17,250百万円	100.0%	—
SOMPOケアメッセージ 株式会社	岡山県 岡山市	介護・ヘルスケア事業	1997年 5月26日	3,925百万円	100.0%	(注2)
SOMPOケアネクスト 株式会社	東京都 品川区	介護・ヘルスケア事業	1992年 11月11日	5,095百万円	100.0%	—
SOMPOリスク マネジメント株式会社	東京都 新宿区	介護・ヘルスケア事業	1997年 11月19日	30百万円	100.0%	(注3)
Sompo America Holdings Inc.	アメリカ デラウェア州 ウィルミントン	海外保険事業	2013年 1月2日	1,140千USD (127百万円)	100.0% (100.0%)	—
Sompo America Insurance Company	アメリカ ニューヨーク州 ニューヨーク	海外保険事業	1962年 8月9日	13,742千USD (1,541百万円)	100.0% (100.0%)	(注4)
Sompo International Holdings Ltd.	英国領バミューダ パンブローク	海外保険事業	2017年 3月24日	0千USD (0百万円)	100.0% (100.0%)	(注5)
Endurance Specialty Holdings Ltd.	英国領バミューダ パンブローク	海外保険事業	2002年 6月27日	30千USD (3百万円)	100.0% (100.0%)	(注6)
Endurance Specialty Insurance Ltd.	英国領バミューダ パンブローク	海外保険事業	2001年 11月30日	12,000千USD (1,346百万円)	100.0% (100.0%)	(注6)
Endurance U.S. Holdings Corporation	アメリカ ニューヨーク州 パーチェス	海外保険事業	2002年 8月2日	140,000千USD (15,706百万円)	100.0% (100.0%)	(注6)
Endurance Worldwide Holdings Limited	イギリス ロンドン	海外保険事業	2002年 4月10日	215,967千GBP (30,252百万円)	100.0% (100.0%)	(注6)
Endurance Worldwide Insurance Limited	イギリス ロンドン	海外保険事業	2002年 4月10日	215,967千GBP (30,252百万円)	100.0% (100.0%)	(注6)

会社名	所在地	主要な事業内容	設 立 年 月 日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	備考
Sompo Canopius AG	スイス チューリッヒ	海外保険事業	2012年 4月17日	100千CHF (11百万円)	100.0% (100.0%)	—
Canopius Managing Agents Limited	イギリス ロンドン	海外保険事業	1980年 8月27日	308千GBP (43百万円)	100.0% (100.0%)	—
Sompo Japan Canopius Reinsurance AG	スイス チューリッヒ	海外保険事業	2006年 1月26日	100,000千CHF (11,207百万円)	100.0% (100.0%)	—
Canopius US Insurance, Inc.	アメリカ イリノイ州 シカゴ	海外保険事業	2006年 9月5日	3,500千USD (392百万円)	100.0% (100.0%)	—
Sompo Japan Nipponkoa Insurance Company of Europe Limited	イギリス ロンドン	海外保険事業	1993年 8月20日	173,700千GBP (24,331百万円)	100.0% (100.0%)	—
Sompo Japan Sigorta Anonim Sirketi	トルコ イスタンブール	海外保険事業	2001年 3月30日	45,498千TRY (1,397百万円)	100.0% (100.0%)	—
Sompo Holdings (Asia) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	海外保険事業	2008年 8月1日	790,761千SGD (63,474百万円)	100.0% (100.0%)	(注7)
Sompo Insurance Singapore Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	海外保険事業	1989年 12月14日	318,327千SGD (25,552百万円)	100.0% (100.0%)	(注8)
Berjaya Sompo Insurance Berhad	マレーシア クアラルンプール	海外保険事業	1980年 9月22日	118,000千MYR (2,994百万円)	70.0% (70.0%)	—
Sompo Japan Nipponkoa Insurance (China) Co., Ltd.	中 国 大 連	海外保険事業	2005年 5月31日	600,000千CNY (9,774百万円)	100.0% (100.0%)	—
Sompo Insurance (Hong Kong) Company Limited	中 国 香 港	海外保険事業	1977年 3月25日	270,000千HKD (3,898百万円)	97.8% (97.8%)	(注9)
Sompo Seguros S.A.	ブラジル サンパウロ	海外保険事業	1943年 10月8日	964,608千BRL (34,349百万円)	99.9% (99.9%)	(注10)
Sompo Saude Seguros S.A.	ブラジル サンパウロ	海外保険事業	2001年 6月12日	94,607千BRL (3,368百万円)	100.0% (100.0%)	(注11)
損保ジャパン日本興亜 アセットマネジメント 株式会社	東 京 都 中 央 区	その他 (アセットマネジメント 事業)	1986年 2月25日	1,550百万円	100.0%	—
損保ジャパン日本興亜 DC証券株式会社	東 京 都 新 宿 区	その他 (確定拠出年金事業)	1999年 5月10日	3,000百万円	100.0% (100.0%)	—
(持分法適用関連会社)						
日立キャピタル損害保険 株式会社	東 京 都 千 代 田 区	国内損害保険事業	1994年 6月21日	6,200百万円	20.6% (20.6%)	—
Universal Sompo General Insurance Company Limited	イ ン ド ム ン バ イ	海外保険事業	2007年 1月5日	3,500,000千INR (6,055百万円)	26.0% (26.0%)	—

注 1. 本表は、重要な連結子会社および持分法適用関連会社について記載しております。
2. 当社の連結子会社である株式会社メッセージは、2016年7月1日に社名をS O M P O ケアメッセージ株式会社に変更しております。

3. 当社の連結子会社である株式会社全国訪問健康指導協会と、当社の子会社である損保ジャパン日本興亜リスコムネジメント株式会社および損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社は、2016年4月1日に合併し、社名をSOMPオリスクアマネジメント株式会社に変更するとともに、当社は同社を連結子会社としております。
4. 当社の連結子会社であるSompo Japan Insurance Company of Americaは、2017年1月1日に社名をSompo America Insurance Companyに変更しております。
5. 当社は、当社の連結子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社を通じ、2017年3月24日に、Sompo International Holdings Ltd.を新たに設立し、同社を連結子会社としております。
6. 当社は、当社の連結子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社を通じ、2017年3月28日に、Endurance Specialty Holdings Ltd.の発行済普通株式総数の100.0%を取得し、同社およびその傘下子会社を連結子会社としております。
7. 当社の連結子会社であるSompo Japan Nipponkoa Holdings (Asia) Pte. Ltd.は、2016年4月1日に社名をSompo Holdings (Asia) Pte. Ltd.に変更しております。
8. 当社の連結子会社であるTenet Sompo Insurance Pte. Ltd.は、2016年5月1日に社名をSompo Insurance Singapore Pte. Ltd.に変更しております。
9. 当社の連結子会社であるSompo Japan Nipponkoa Insurance (Hong Kong) Company Limitedは、2016年9月1日に社名をSompo Insurance (Hong Kong) Company Limitedに変更しております。
10. 当社の連結子会社であるYasuda Maritima Seguros S.A.は、2016年7月1日に社名をSompo Seguros S.A.に変更しております。
11. 当社の連結子会社であるYasuda Maritima Saude Seguros S.A.は、2016年7月1日に社名をSompo Saude Seguros S.A.に変更しております。
12. 資本金欄の（ ）内に表示した円貨額は、当期末の為替相場による換算額であります。
13. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内には、間接所有割合を内数で記載しております。

重要な業務提携の概況

1. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社と第一生命保険株式会社との包括業務提携

当社の連結子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、第一生命保険株式会社との包括業務提携により、業務の代理・事務の代行契約を締結し、第一生命保険株式会社による損害保険ジャパン日本興亜株式会社の損害保険商品の取扱いおよび損害保険ジャパン日本興亜株式会社の代理店による第一生命保険株式会社の生命保険商品の取扱いを行っております。

2. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社およびセゾン自動車火災保険株式会社と株式会社クレディセゾンとの業務提携

当社の連結子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社およびセゾン自動車火災保険株式会社は、株式会社クレディセゾンとの業務

提携により、セゾンカードホルダーに対する損害保険商品の開発・提供を行っております。

3. 当社と総合警備保障株式会社との業務提携

当社は、総合警備保障株式会社との業務提携により、同社の事故時のかけつけサービスを当社の連結子会社であるセゾン自動車火災保険株式会社の自動車保険契約者に対して提供しております。

4. Sompo Holdings (Asia) Pte. Ltd.とC I M Bグループとの損害保険の銀行窓口販売に関する提携

当社の連結子会社であるSompo Holdings (Asia) Pte. Ltd.は、東南アジアの大手銀行グループの一つであるC I M Bグループとの提携により、東南アジア4か国（マレーシア、インドネシア、シンガポール、タイ）において、C I M Bグループが持つ支店網を通じて損害保険商品を提供することが可能となり、すでにインドネシアとシンガポールで販売しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2017年1月19日	当社は、当社の連結子会社であるS O M P O ケアメッセージ株式会社の発行済株式総数の100.0%を取得し、同社を完全子会社化しました。
2017年3月28日	当社は、当社の連結子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社を通じて、Endurance Specialty Holdings Ltd.の発行済普通株式総数の100.0%を取得し、同社およびその傘下子会社を連結子会社としました。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

イ 当社は、2016年12月16日付けで当社の連結子会社であるS O M P O ケアメッセージ株式会社の株式売渡請求を行うことを決定し、同社は2017年1月16日付けで東京証券取引所ジャスダック市場において上場廃止となっております。

ロ 当社の連結子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2017年4月26日付けで第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）（以下「第3回債」といいます。）を発行しました。第3回債の発行により、グループ中期経営計画を遂行するうえで必要な財務健全性の強化を図るものであります。

	第3回債
発行総額	1,000億円
償還期限	2077年4月26日（60年債）

■ 2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(2017年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
さくら だ けん ご 櫻 田 謙 悟	グループCEO 代表取締役社長 担当：グループ経営全般の統括（最高経営責任者）	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役	—
つじ しん じ 辻 伸 治	代表取締役 担当：グループCFO(最高財務責任者)、広報部、CSR室、運用統括部、経理部、内部監査部（補佐）	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 取締役	—
え ほん しのぶ 江 原 茂	代表取締役 東アジア部長 担当：海外保険事業オーナー、海外事業企画部、海外再保険室、海外経営管理部、東アジア部	Sompo Canopus AG 取締役 Sompo International Holdings Ltd. 取締役 Endurance Specialty Holdings Ltd. 取締役 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役専務執行役員	—
い とう しょう じ 伊 東 正 仁	取締役 担当：社長補佐	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役常務執行役員	(注1)
ふじ くら まさ と 藤 倉 雅 人	取締役 担当：グループCRO（最高リスク管理責任者）、法務部、リスク管理部	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役常務執行役員	—
よし かわ こう いち 吉 川 浩 一	取締役 担当：内部統制部、内部監査部	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役常務執行役員	—
おく むら みき お 奥 村 幹 夫	取締役 担当：介護・ヘルスケア事業オーナー、介護・ヘルスケア事業部	SOMPOケア株式会社 代表取締役社長	—

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
にし 西 ざわ 澤 けい 敬 じ 二	取締役 担当：国内損害保険事業オーナー、社長補佐	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 代表取締役社長社長執行役員	—
たか 高 ほし 橋 かおる 薫	取締役 担当：国内生命保険事業オーナー、社長補佐	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 代表取締役社長社長執行役員 ヒューリック株式会社取締役 (社外取締役)	—
の 野 ほら 原 さわ 佐 子 和	取締役 (社外取締役)	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 日本写真印刷株式会社 取締役 (社外取締役) 株式会社ゆうちょ銀行 取締役 (社外取締役)	(注2)
えん 遠 どう 藤 いさお 功	取締役 (社外取締役)	株式会社ローランド・ベルガー会長 株式会社良品計画 取締役 (社外取締役) 日新製鋼株式会社 取締役 (社外取締役)	(注2)
むら 村 た 田 たま 珠 み 美	取締役 (社外取締役)	弁護士	(注2)
スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis)	取締役 (社外取締役)	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 取締役 (社外取締役) 立教大学経営学部国際経営学科教授 株式会社ブリヂストン取締役 (社外取締役)	(注2)
たか 高 た 田 とし 俊 ゆき 之	常勤監査役	—	—
はなわ 塙 まさ 昌 き 樹	常勤監査役	—	—
つばき 椿 ちが 愼 み 美	監査役 (社外監査役)	公認会計士 平和不動産株式会社 監査役 (社外監査役) セイコーエプソン株式会社 取締役 (社外取締役・監査等委員)	(注2) (注3)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
か 笠 ま 間 ほ る 治 お 雄	監査役（社外監査役）	弁護士 住友商事株式会社 監査役（社外監査役） キューピー株式会社 監査役（社外監査役）	（注2）
や な ぎ だ 柳 田 な お 直 き 樹	監査役（社外監査役）	弁護士 アルパイン株式会社 取締役（社外取締役・監査等 委員） Y K K 株式会社 監査役（社外監査役）	（注2）

- 注 1. 伊東正仁氏は、2017年3月31日付けで当社の取締役を辞任しております。
2. 野原佐和子氏、遠藤功氏、村田珠美氏、スコット・トレバー・デイヴィス氏、椿愼美氏、笠間治雄氏および柳田直樹氏は、株式会社東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 椿愼美氏は、長年にわたり、公認会計士として実務に携わってきた経験を持つ財務・会計・監査・国際会計基準の専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社では、意思決定の迅速化および責任体制の明確化を図るために、執行役員制度を導入しております。
- なお、執行役員の総数は取締役との兼任者を含めて17名であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬		業績連動型 株式報酬
			月例報酬	業績連動報酬	
取締役	15名	388百万円	329百万円		59百万円
			260百万円	68百万円	
監査役	6名	104百万円	104百万円		—
			104百万円	—	
計	21名	493百万円	433百万円		59百万円
			364百万円	68百万円	

注 1. 支給人数には、2016年6月27日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名が含まれております。

2. 報酬等の総額および報酬等の種類別の総額には、2016年6月27日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名に対する報酬等が含まれております。

3. 取締役の報酬等の総額には、執行役員兼務取締役の執行役員としての報酬275百万円（月例報酬：167百万円、業績連動報酬：58百万円、業績連動型株式報酬：49百万円）を含んでおります。

なお、執行役員報酬の支給人数は9名であります。

4. 月例報酬および業績連動報酬は、取締役の報酬等のうち金銭で支給する報酬であります。

5. 業績連動報酬は前事業年度の業績に基づく報酬であります。

なお、当事業年度の業績に基づく業績連動報酬の引当金計上額は73百万円であります。

6. 業績連動型株式報酬は、当事業年度分として計上した株式給付引当金の繰入額であります。

7. 当社および当社連結子会社からの報酬等の総額が1億円以上の役員は次のとおりであります。

氏 名	役員区分	会 社 区 分	報酬等の種類別の総額			連結報酬等 の総額
			基本報酬		業績連動型 株式報酬	
			月例報酬	業績連動報酬		
さくら だ けん ご 櫻 田 謙 悟	取締役	当社	101百万円		19百万円	122百万円
			68百万円	33百万円		
	取締役	損害保険ジャパン 日本興亜株式会社	1百万円	—	—	
			—	1百万円		
にし さわ けい じ 西 澤 敬 二	取締役	当社	2百万円		—	104百万円
			—	2百万円		
	取締役	損害保険ジャパン 日本興亜株式会社	82百万円		19百万円	
			62百万円	20百万円		

8. 株主総会の決議により定められた報酬限度額は次のとおりであります。

区 分	報酬限度額
取 締 役	<ul style="list-style-type: none"> ・月例報酬および業績連動報酬（金銭で支給する報酬） 年額 4 億円以内 （うち社外取締役分年額 1 億円以内） ・業績連動型株式報酬 3 事業年度^{※1} 3 億円以内^{※2} <ul style="list-style-type: none"> ※1 2017年 3 月末日で終了する事業年度から2019年 3 月末日で終了する事業年度 ※2 業績連動型株式報酬に係る株式給付信託において、 当社が取締役分として信託に拠出する限度額 <p>注：上記のいずれも、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。</p>
監 査 役	<ul style="list-style-type: none"> ・月例報酬（金銭で支給する報酬） 年額 1 億1,000万円以内

■ 役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の諮問結果を踏まえ、取締役会の決議により「役員報酬決定方針」を定めております。その内容は次のとおりであります。

<役員報酬決定方針>

当社は役員報酬を会社業績・企業価値向上の観点で重要な事項として位置づけ、以下のとおり役員報酬決定方針を定めます。

1. 役員報酬に関わる基本理念（グループ共通）

- (1) 優秀な人材を当社グループの経営陣として獲得・確保できる報酬水準、報酬制度であること
- (2) 役員報酬制度が事業戦略に整合したものであり、グループの成長に向けた役員の業績向上の意識を高めること
- (3) 単年度業績のみでなく、中長期的な業績や役員の取組を報酬に反映したものであること
- (4) 当社および主要な子会社の報酬制度については、当社に設置する指名・報酬委員会での審議プロセスを通じて、ステークホルダーへの説明責任を果たしうる客観性・透明性および公正性が担保されていること

2. 当社の役員報酬制度

当社の役員報酬制度は以下の内容を適用します。ただし、以下の内容を適用しない合理的な理由がある場合は、指名・報酬委員会が個別の報酬金額・構成について審議の上、取締役会に勧告を行い、取締役会が決定します。

また、指名・報酬委員会は、当社のすべての取締役および執行役員の報酬について、役員報酬予算を毎年審議の上、取締役会に勧告し、取締役会が決定します。取締役会はこの役員報酬予算の範囲内で、取締役・執行役員の報酬額を決定します。

(1) 取締役の報酬構成および決定方法

取締役報酬は、月例報酬・業績連動報酬および業績連動型株式報酬により構成します。

月例報酬・業績連動報酬および業績連動型株式報酬は、社外・社内の別、代表権の有無に応じて、月例報酬については定額の金額を、業績連動報酬および業績連動型株式報酬については、それぞれ基準額・基準ポイント数（1ポイント＝当社普通株式1株）を決定します。

ただし、社外取締役に対する業績連動報酬および業績連動型株式報酬の支給は行いません。

なお、執行役員を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬

と執行役員としての報酬を合算して支給します。

業績連動報酬および業績連動型株式報酬の概要は、以下(4)(5)記載の通りです。

(2) 執行役員の報酬構成および決定方法

執行役員報酬は、月例報酬・業績連動報酬および業績連動型株式報酬により構成します。

グループCEOの報酬金額・構成は、事業環境や役員報酬のマーケット水準を踏まえ、実績・スキル等を反映して指名・報酬委員会が審議・勧告を行い、取締役会が決定します。グループCEO以外の執行役員の報酬金額・構成は、事業環境や役員報酬のマーケット水準を踏まえ、職務の重さや戦略的な位置づけ、実績・スキル等を反映して決定するものとします。

なお、月例報酬については定額の金額を、業績連動報酬および業績連動型株式報酬については、それぞれ基準額・基準ポイント数(1ポイント=当社普通株式1株)を決定します。

業績連動報酬および業績連動型株式報酬の概要は、以下(4)(5)記載の通りです。

(3) 監査役の報酬

監査役報酬は、その独立性に配慮しつつ、職務および責任に見合った報酬体系・水準とし、監査役が協議のうえ、常勤・非常勤の別に応じ定額で定めます。

(4) 業績連動報酬制度

当社は、役員報酬制度と事業戦略を整合させ、グループの成長に向けた役員の業績向上の意識を高める仕組みとして、業績連動報酬制度を導入しており、その概要は以下の通りです。

- ・業績連動報酬は業績連動報酬基準額に、単年度の会社業績および個人業績を反映して決定します。
- ・会社業績に適用する業績指標は、事業年度における修正連結利益、修正連結ROEとし、各指標の目標額(事業計画値)に対する実績に応じて係数を決定し、また、個人業績は、役員業績評価制度における評価結果に応じて係数を決定します。
- ・業績連動報酬を支給する際に適用する係数は、上記会社業績の係数に、個人業績の係数を乗じて算出し、業績連動報酬基準額に当該適用係数を乗じて支給額を算出します。
- ・なお、事業オーナーの職務を担う役員およびその事業を担当する役員については、担当する事業の売上高や利益等を会社業績指標として反映します。

(5) 業績連動型株式報酬制度

当社は、中長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高めるため、株

式給付信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しており、その概要は以下の通りです。

- ・業績連動型株式報酬は、業績連動型株式報酬基準ポイント数に、中長期的な株式価値および連結業績をマーケット対比で反映します。
- ・株式価値については、過去3事業年度の当社株価の成長率とTOP1Xの成長率を対比してマーケット対比指標係数を決定します。
- ・連結業績については、保険業を中心としたグローバル企業をピアグループとし、過去3事業年度の連結純利益の成長率を対比してグローバル対比指標係数を決定します。
- ・業績連動型株式報酬を支給する際に適用する係数は、上記マーケット対比指標係数に、グローバル対比指標係数を乗じて算出し、業績連動型株式報酬基準ポイントに当該適用係数を乗じて支給ポイントを算出します。

以 上

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
の 野 原 佐 和 子 <small>の はら さわこ</small> (社外取締役)	当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
えん 遠 藤 功 <small>えん どう いさお</small> (社外取締役)	
むら 村 田 珠 美 <small>むら た たま み</small> (社外取締役)	
スコット・トレバー・デイヴィス <small>スコット・トレバー・デイヴィス</small> (Scott Trevor Davis) (社外取締役)	
つばき 椿 慎 美 <small>つばき ちか み</small> (社外監査役)	
かさ 笠 間 治 雄 <small>かさ ま はる お</small> (社外監査役)	
やなぎ 柳 田 直 樹 <small>やなぎ だ なお き</small> (社外監査役)	

■ 3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2017年3月31日現在)

氏名	兼職その他の状況
野原佐和子 (社外取締役)	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 日本写真印刷株式会社取締役 (社外取締役) 株式会社ゆうちょ銀行取締役 (社外取締役)
遠藤功 (社外取締役)	株式会社ローランド・ベルガー会長 株式会社良品計画取締役 (社外取締役) 日新製鋼株式会社取締役 (社外取締役)
村田珠美 (社外取締役)	—
スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis) (社外取締役)	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役 (社外取締役) 株式会社ブリヂストン取締役 (社外取締役)
椿慎美 (社外監査役)	平和不動産株式会社監査役 (社外監査役) セイコーエプソン株式会社取締役 (社外取締役・監査等委員)
笠間治雄 (社外監査役)	住友商事株式会社監査役 (社外監査役) キューピー株式会社監査役 (社外監査役)
柳田直樹 (社外監査役)	アルパイン株式会社取締役 (社外取締役・監査等委員) Y K K株式会社監査役 (社外監査役)

注. 社外役員の兼職先と当社との間に、重要な資本的関係および取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
のほら さわこ 野原佐和子 (社外取締役)	3年 9か月	取締役会14回 開催のうち14 回出席	取締役会において、事業拡大における戦略的リスク経営推進の重要性、持株会社と事業会社における役割・機能・権限の明確化の必要性などについて、経営者としての経験を踏まえた意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について取締役会への提言をとりまとめるとともに、有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
えんどう いさお 遠藤 功 (社外取締役)	2年 9か月	取締役会14回 開催のうち14 回出席	取締役会において、事業間シナジー発揮のための現場目線での施策・支援の重要性、事業の成長性やデジタル技術の活用等を踏まえたビジネスモデル構築の必要性などについて、経営者としての専門的知見・経験を踏まえた意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
むらた たまみ 村田 珠美 (社外取締役)	2年 9か月	取締役会14回 開催のうち14 回出席	取締役会において、お客さまのニーズを意識した付加価値の提供とサービス品質向上の重要性、グループ内外からの積極的な人材登用の必要性などについて、法律家としての専門的知見に基づく意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
スコット・トレバー・デヴィス (Scott Trevor Davis) (社外取締役)	2年 9か月	取締役会14回 開催のうち13 回出席	取締役会において、最適なグループガバナンス態勢構築の重要性、事業の活性化・差別化を実現するための持株会社としてのポートフォリオ管理の必要性などについて、学識者としての専門的知見に基づく意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
つばき ちかみ 榎 慎美 (社外監査役)	3年 9か月	取締役会14回 開催のうち14 回出席 監査役会13回 開催のうち13 回出席	取締役会・監査役会において、企業買収に関する会計上の留意事項、財務報告に係る内部統制の評価計画のあり方などについて、公認会計士としての専門的知見に基づく発言を行っております。 また、取締役会・監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において有益な提言を行っております。
かさま はるお 笠間 治雄 (社外監査役)	3年 9か月	取締役会14回 開催のうち14 回出席 監査役会13回 開催のうち13 回出席	取締役会・監査役会において、グループ事業の成長に向けた必要かつ効果的な人的資本投入の重要性、グループ・チーフオフィサー制の導入に向けた留意事項などについて、法律家としての専門的知見に基づく発言を行っております。 また、取締役会・監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において有益な提言を行っております。
やなぎだ なおき 柳田 直樹 (社外監査役)	2年 9か月	取締役会14回 開催のうち14 回出席 監査役会13回 開催のうち13 回出席	取締役会・監査役会において、大規模システム開発におけるガバナンス上の留意事項、グループシナジー創出のために当社が果たすべき役割などについて、法律家としての専門的知見に基づく発言を行っております。 また、取締役会・監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において有益な提言を行っております。

注. 当社は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7名	98百万円	—

注. 保険持株会社からの報酬等の内訳は、以下のとおりであります。

社外取締役 4名 56百万円

社外監査役 3名 42百万円

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

■ 4 株式に関する事項

(1) 株式数

(2017年3月31日現在)

発行可能株式総数 1,200,000千株
発行済株式の総数 415,352千株

(2) 当年度末株主数

44,095名

(3) 大株主

(2017年3月31日現在)

株主の氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	26,531	6.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	21,731	5.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	21,510	5.5
SOMP Oホールディングス従業員持株会	9,335	2.4
第一生命保険株式会社	8,181	2.1
日本通運株式会社	8,001	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	7,580	1.9
GOVERNMENT OF NORWAY	6,759	1.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	5,919	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	5,625	1.4

注 1. 上記のほか当社所有の自己株式21,340千株があります。なお、当該自己株式数には「株式給付信託（B B T）」制度のために設定したみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口））が所有する当社株式612千株は含まれておりません。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 第一生命保険株式会社の所有株式には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している株式4,492千株が含まれております（株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口」であります。）。

所有者別株式分布状況



■ 5 新株予約権等に関する事項

新株予約権等に関する事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.sompo-hd.com/>)に掲載しております。

■ 6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 小澤 裕治 指定有限責任社員 鴨下 裕嗣 指定有限責任社員 窪寺 信	43百万円	①監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、財務報告に係る内部統制に関する助言業務等を委託しております。 ③会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項 金融庁が2015年12月22日付けで発表した業務停止処分の内容 イ. 処分対象 新日本有限責任監査法人 ロ. 処分内容 ・2016年1月1日から同年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止 ハ. 処分理由 ・社員の過失による虚偽証明 ・監査法人の運営が著しく不当

注 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、その合計額を記載しております。

2. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は427百万円であります。

(2) 責任限定契約
該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の専門性、職業倫理、独立性、監査実施体制、品質管理体制および職務遂行状況など、企業会計審議会が定める監査基準および監査に関する品質管理基準への準拠性について、通期の監査活動を通じて確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会社法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ 保険持株会社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

当社の重要な子法人等のうち、S O M P O ケアメッセージ株式会社、S O M P O ケアネクスト株式会社および海外の子法人等は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

■ 7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

■ 8 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、SOMP Oホールディングスグループ（以下「グループ」といいます。）の「内部統制基本方針」を取締役会決議により定めて、グループの業務の適正を確保するための体制を整備しております。また、「内部統制基本方針」に基づくグループの統制状況について、取締役会が定期的に確認し、体制の充実に努めております。

グループの「内部統制基本方針」は、次のとおりです。

＜内部統制基本方針＞

1. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループCSRビジョンをグループ各社に示します。
- (2) 「SOMP Oホールディングスグループ グループ会社経営管理基本方針」を定め、経営管理契約を締結するなどにより、当社が直接またはグループ会社を通じて、適切にグループ各社の経営管理を行うとともに、適切に株主権を行使します。
- (3) グループ各社の事業戦略等、グループの経営に影響を与える重要事項に関する承認・報告制度を整備します。
- (4) 当社グループの統制の枠組みを定める各種基本方針を策定し、グループ各社に周知するとともに遵守を求めます。また、グループ各社に、事業実態に応じて規程を策定させるなど、これに基づく体制を整備させます。
- (5) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、当社グループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。
- (6) 「SOMP Oホールディングスグループ グループ内取引管理基本方針」を定め、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役、執行役員および使用人（以下「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) 当社グループにおいて、取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。
- (2) 「S O M P Oホールディングスグループ コンプライアンス基本方針」および「S O M P Oホールディングスグループ コンプライアンス行動規範」を定め、コンプライアンス体制を整備します。また、当社グループの役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、これらの周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。
- (3) 事業年度ごとに「グループ コンプライアンス推進方針」を策定し、コンプライアンスに関する取組みを計画的に推進するとともに、コンプライアンスの推進状況のモニタリングを行います。
- (4) 当社グループにおいて、不祥事件等の社内の報告、内部通報等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。
- (5) 「S O M P Oホールディングスグループ お客さまの声対応基本方針」を定め、お客さまの声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。
- (6) 「S O M P Oホールディングスグループ お客さまサービス適正管理基本方針」を定め、お客さまに提供する商品・サービスの品質の維持・向上に努めるなど、お客さまサービスの適正を確保する体制を構築します。
- (7) 「S O M P Oホールディングスグループ 顧客情報管理基本方針」を定め、お客さまの情報を適正に取得・利用するなど、お客さまの情報の管理を適切に行います。
- (8) 「S O M P Oホールディングスグループ セキュリティポリシー」を定め、当社グループにおける情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を整備します。
- (9) 「S O M P Oホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針」を定め、お客さまの利益が不当に害されるおそれが典型的に認められる取引を管理するなど、お客さまの利益を不当に害する利益相反取引を防止する体制を整備します。

(10)「SOMPOホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針」を定め、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応するなど、反社会的勢力への対応体制を整備します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ ERM基本方針」を定め、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社グループの企業価値の最大化を図ることを目的としたERM「戦略的リスク経営」を実践します。

(1) 戦略的リスク経営の実効性を確保するため、リスクテイクの指針となる「グループ リスク選好」を定め、資本配賦を行うなどの体制を整備します。また、グループが抱える各種リスクの特性の概要およびグループ体制特有のリスクを的確に把握し、各種リスクを統合して適切に管理します。

(2) グループ各社に、それぞれの業務内容、規模、特性に応じた戦略的リスク経営に関する体制を整備させるとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を実施させます。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループの役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

(1) 当社グループの経営計画を策定し、グループ各社と共有します。

(2) 当社グループの重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。

(3) 当社グループにおいて、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう執行役員等の決裁権限を定めます。

(4) 当社グループにおいて規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。

(5)「SOMPOホールディングスグループ IT戦略基本方針」を定め、グループIT戦略を策定し、グループITガバナンスを整備するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための的確かつ正確なグループシステムを構築します。

- (6) 「S O M P Oホールディングスグループ 外部委託管理基本方針」を定め、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、当社グループにおける外部委託に伴う業務の適正を確保します。
- (7) 「S O M P Oホールディングスグループ 資産運用基本方針」を定め、当社グループの運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。
- (8) 「S O M P Oホールディングスグループ 業務継続体制構築基本方針」を定め、大規模自然災害等の危機発生時におけるグループの主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。
- (9) 当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を点検し、改善を図るために内部統制委員会を設置するほか、課題別に専門的・技術的な観点から審議を行うためにグループ・チーフオフィサーまたは事業オーナーの諮問機関として課題別委員会を設置します。

5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、「S O M P Oホールディングスグループ 財務の健全性・保険計理の管理基本方針」を定め、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。
- (2) 当社は、「S O M P Oホールディングスグループ 財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、当社グループの連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、当社グループにおいて必要な体制を整備します。

6. 情報開示の適切性を確保するための体制

当社は、「S O M P Oホールディングスグループ ディスクロージャー基本方針」を定めるとともに、法令等に基づく開示の統括部署を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

7. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、当社グループにおいて、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、当社グループの内部監査の実効性を確保するため、「S O M P Oホールディングスグループ 内部監査基本方針」を定め、内部監査に関する独立性の確保、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、グループ全体として効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

9. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

9-1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役室を設け、監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ（監査役の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、「監査役スタッフに関する規程」を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

- (1) 監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等に当たっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。
- (2) 監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。
- (3) 監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

9-2. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む）および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実に行います。
- (2) 当社は、役職員が監査役に報告を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。なお、グループ各社の役職員についても同様とします。
- (3) 監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

- 9-3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べるができるものとします。
 - (2) 監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。
 - (3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。
 - (4) 監査役の求めに応じて、監査役とグループ各社の監査役との連携およびグループ各社の役職員からの情報収集の機会を確保します。
 - (5) 内部監査部門は、監査役からの求めに応じて、監査役の監査に協力します。
 - (6) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。

グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、次のとおりです。

(1) 内部統制全般

- ・当社は、グループの内部統制を有効に機能させるためにグループを統制する各種の基本方針を制定し、それらの運用状況を取締役会を通じて定期的に確認しながら、継続的に内部統制の改善を図っています。また、内部統制委員会を役員クラスで組成し、同委員会を通じてグループ内外の事象を分析しながら、グループの内部統制の強化に取り組んでいます。
- ・2016年度は、柔軟かつ敏捷な意思決定と業務執行を行うために、各事業部門（国内損害保険、国内生命保険、介護・ヘルスケア、海外保険）の経営トップを事業オーナーと位置づけて事業戦略立案・投資判断・人材配置などの権限を委譲する「事業オーナー制」を導入しました。また、グループCEOがグループ全体を統括、チーフオフィサー（グループCFO、グループCRO、グループCIO、グループCDO）*がグループ横串機能を発揮する体制としました。

※ 2017年度の体制は39頁をご参照ください。

(2) グループ会社管理体制

- ・当社は、事業オーナー制を踏まえた承認・報告制度に基づき、グループ会社の経営計画等の重要事項を承認するとともに、計画の進捗状況やリ

スク事象の発生等の報告をグループ会社から受け、適宜対策を講じるなど、グループ全体の企業価値の向上を図るべく、グループ会社の経営管理を行っています。

- ・ 当社は、グループの各種基本方針に基づくグループ各社の体制整備状況・運用状況を確認し、必要に応じて各社を指導するなど、グループ会社の業務の適正の確保に努めています。

(3) コンプライアンス体制

- ・ 当社は、年度のグループのコンプライアンス推進方針を策定し、グループ会社各社に周知し、グループ各社においてその方針に基づき計画的にコンプライアンスの推進に取り組んでいます。
- ・ 当社・グループ会社は内部通報・内部監査等の制度を整備して法令違反その他の不適切事象の早期発見に取り組んでいます。
- ・ 内部通報においては、グループ全体の内部通報窓口として「コンプライアンスホットライン」を第三者機関に設けており、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知し、その実効性の向上を図っています。
- ・ グループ各社は、不適切事象を把握したときは、当該事象が発生した会社において適切に対応するとともに、当社も各社から報告を受けて、対応内容の適切性を確認し、必要に応じて支援・指導を行っています。
- ・ 当社は、コンプライアンス委員会を定期的開催し、コンプライアンス課題への対応状況等、コンプライアンスの推進状況について審議を行い、その取組の妥当性の検証を行っています。

(4) 戦略的リスク経営（ERM）に関する体制

- ・ 当社は、経営戦略や「グループ ERM基本方針」をグループ会社に周知徹底し、グループ各社は、当該基本方針を踏まえた規程を整備するなど、それぞれの業務内容、規模、特性に応じた戦略的リスク経営に関する体制を整備しています。
- ・ 当社は、「グループ リスク選好」を踏まえて事業計画を策定するとともに、事業毎に成長性や収益性を考慮して資本配賦を実施し、各事業では配賦された資本をリスク許容度として事業運営を行い、事業計画における利益目標の達成を目指しています。また、経営環境の変化や計画の進捗状況等を定期的に確認し、必要に応じて事業計画や資本配賦の見直しを行うPDCAサイクルに基づいて戦略的リスク経営を実践しています。
- ・ 当社は、リスクアセスメントを起点として、あらゆる源泉から生じる重大なリスクを特定し、分析、評価、コントロールするリスクコントロールのプロセスを構築し、運営しています。特に重大なリスクについては、

リスクオーナー（役員クラス）を定め、対応策の実施、進捗状況に対する責任を明確にし、その実効性の向上を図っています。

- ・当社は、グループERM委員会において戦略的リスク経営の実践・高度化および実効性のあるリスク管理態勢の構築・整備について経営論議を行っています。

(5) 取締役職務執行体制

- ・当社は、グループの中期経営計画および年度計画を策定するとともにグループ会社と共有し、各社においてもグループベースの計画と整合する中期経営計画および年度計画を策定することを通して、グループとしての一体性を確保しています。
- ・中期経営計画や、M&A方針の決定等、グループの経営に重大な影響を与える事項については、課題別委員会、経営会議で十分に協議し、取締役会での審議の効率性・実効性の向上を図っています。

(6) 監査役の監査体制

- ・当社は、監査役監査の実効性を確保するため、取締役等の指揮命令から独立した監査役室を設置し、専任スタッフを配置しています。
- ・当社は、監査役への報告に関する規程を策定し、役職員から職務の執行状況等に関して定期的に報告を行っているほか、監査役から要請を受けた事項について、随時速やかに報告を行っています。
- ・当社は、監査役が経営会議その他自らが必要と認めた重要会議に出席して意見陳述を行う機会を確保しています。
- ・当社は、監査役が会計監査人および内部監査部門と監査結果等に関する情報交換を行う機会を確保しており、監査役は実効的かつ効率的に監査を実施しています。
- ・当社は、監査役と代表取締役との定期的な会合を設けており、両者は、グループの課題認識等について意見交換を実施しています。また、監査役はグループ会社に対する往査等を実施し、当該会社の代表者等および監査役と情報交換を行っています。

■ 9 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称および住所

名 称	住 所
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

(2) 当社および完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計

703,791百万円

(3) 当社の当事業年度の末日に係る貸借対照表の資産の部に計上した合計額

993,534百万円

■ 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

■ 11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

■ 12 その他

該当事項はありません。

添付書類 (2)

2016年度 (2017年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	814,217	保険契約準備金	8,335,158
買現先勘定	54,999	支払備金	1,674,277
買入金銭債権	11,718	責任準備金等	6,660,881
金銭の信託	104,423	社 債	424,991
有価証券	8,303,829	その他負債	978,343
貸付金	638,768	退職給付に係る負債	134,263
有形固定資産	402,480	役員退職慰労引当金	36
土地	172,575	賞与引当金	35,253
建物	132,909	役員賞与引当金	306
リース資産	63,632	株式給付引当金	445
建設仮勘定	2,774	特別法上の準備金	74,200
その他の有形固定資産	30,589	価格変動準備金	74,200
無形固定資産	469,825	繰延税金負債	79,195
ソフトウェア	11,943	負債の部合計	10,062,195
のれん	279,386	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	178,495	資 本 金	100,045
その他資産	1,119,434	資本剰余金	408,382
退職給付に係る資産	756	利益剰余金	501,561
繰延税金資産	17,194	自己株式	△71,459
貸倒引当金	△6,512	株主資本合計	938,529
		その他有価証券評価差額金	863,455
		繰延ヘッジ損益	8,003
		為替換算調整勘定	22,663
		退職給付に係る調整累計額	△29,676
		その他の包括利益累計額合計	864,445
		新株予約権	926
		非支配株主持分	65,038
		純資産の部合計	1,868,940
資産の部合計	11,931,135	負債及び純資産の部合計	11,931,135

添付書類 (3)

2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目						金 額
経	常	収	益			3,419,530
保	険	引	受	収	益	3,050,550
	正味	収積	入立	保	険	2,550,336
	積立	保	料	等	運	131,617
	生	命	保	引	受	41,823
	そ	の	他	保	険	323,860
	資	産	運	用	収	2,911
	利	息	及	び	配	232,846
	金	銭	の	信	託	173,563
	売	買	目	的	有	2,534
	有	価	証	券	売	5,574
	有	価	証	券	償	81,973
	特	別	勘	定	資	256
	そ	の	他	運	用	1,851
	積	立	保	険	料	8,918
	そ	の	他	経	常	△41,823
	持	分	法	に	よ	136,133
	そ	の	他	の	経	398
						135,734
経	常	費	用			3,177,817
保	険	引	受	費	用	2,515,138
	正味	支	払	保	険	1,427,712
	損	害	調	査	金	136,599
	諸	手	数	料	及	484,365
	満	期	返	戻	金	226,431
	契	約	者	配	当	87
	生	命	保	険	金	82,779
	支	払	備	金	繰	31,018
	責	任	準	備	等	118,856
	そ	の	他	保	険	7,285
	資	産	運	用	費	41,213
	金	銭	の	信	託	198
	有	価	証	券	売	14,560
	有	価	証	券	評	3,257
	有	価	証	券	償	192
	金	融	派	生	商	18,298
	そ	の	他	運	用	4,705
	営	業	費	及	び	506,537
	そ	の	他	経	常	114,927
	支	倒	引	当	金	9,657
	貸	倒	倒	当	繰	119
	貸	倒	倒	当	繰	120
	そ	の	他	の	経	105,029
経	常	利	益			241,713

(次頁に続く)

(単位：百万円)

科 目						金 額
特 別 資 産	利 益 分 配	9,381				
固 定 資 産	処 分 益	9,312				
そ の 他	益	69				
特 別 資 産	損 失 分 配	19,105				
固 定 資 産	処 分 損 失	6,983				
減 価 償 却	繰 上 入 額	387				
特 別 法 上 の 変 更	準 備 金 繰 入	11,713				
不 動 産	準 備 金 繰 入	11,713				
	圧 縮	20				
税 金 等 調 整 前	当 期 純 利 益	231,989				
法 人 税 及 び 等	住 民 税 整 合	58,171				
法 人 税	等	7,101				
法 人 税	等	65,272				
当 期 純 利 益	利 益	166,716				
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	利 益	313				
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	利 益	166,402				

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類 等

ご 参 考

添付書類 (4)

2016年度 (2017年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	96,227	流動負債	29,399
現金及び預金	9,209	関係会社短期借入金	28,000
前払費用	2	未払金	872
繰延税金資産	128	未払費用	3
未収入金	86,870	未払法人税等	38
その他	16	未払消費税等	78
固定資産	897,306	賞与引当金	332
有形固定資産	211	役員賞与引当金	73
建物	168	その他	0
工具、器具及び備品	43	固定負債	463
投資その他の資産	897,094	株式給付引当金	445
関係会社株式	896,973	その他	18
繰延税金資産	11	負債合計	29,863
その他	109	(純資産の部)	
		株主資本	962,744
		資本金	100,045
		資本剰余金	776,220
		資本準備金	25,045
		その他資本剰余金	751,174
		利益剰余金	157,938
		その他利益剰余金	157,938
		繰越利益剰余金	157,938
		自己株式	△71,459
		新株予約権	926
		純資産合計	963,671
資産合計	993,534	負債純資産合計	993,534

添付書類 (5)

2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	63,835	
関係会社受入手数料	7,775	71,611
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	8,452	8,452
営 業 利 益		63,158
営 業 外 収 益		
未払配当金除斥益	43	
還付加算金	12	
その他	3	59
営 業 外 費 用		
支払利息	7	
自己株式取得費用	6	
預託金評価損	4	
その他	0	18
経 常 利 益		63,198
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	69	69
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	1,557	
固定資産除却損	1	1,558
税引前当期純利益		61,709
法人税、住民税及び事業税	214	
法人税等調整額	△26	187
当 期 純 利 益		61,522

添付書類 (6)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月17日

S O M P Oホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 澤 裕 治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鴨 下 裕 嗣 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 窪 寺 信 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S O M P Oホールディングス株式会社（旧損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社）の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S O M P Oホールディングス株式会社（旧損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

添付書類 (7)

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月17日

S O M P Oホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 澤 裕 治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鴨 下 裕 嗣	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 窪 寺 信	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S O M P Oホールディングス株式会社（旧損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社）の2016年4月1日から2017年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

添付書類 (8)

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1) 監査役会は、監査方針および監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(次頁に続く)

- ④ 金融庁から新日本有限責任監査法人が受けた2015年12月の業務改善命令に対し、当該法人が提出した業務改善計画の実施状況および金融庁によるフォローアップ状況について、必要に応じて説明を求めました。また、当該法人から日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果および公認会計士・監査審査会による検査の結果についての報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2017年5月18日

SOMPOホールディングス株式会社 監査役会

監査役(常勤)	高田	俊之	㊟
監査役(常勤)	埴	昌樹	㊟
監査役(社外監査役)	椿	愼美	㊟
監査役(社外監査役)	笠間	治雄	㊟
監査役(社外監査役)	柳田	直樹	㊟

以上

ご参考



CSRの取組

Corporate Social Responsibility／企業の社会的責任

当社グループは、社会的課題の解決に貢献するとともに、グループの成長にも資する取組となるよう、CSRを推進しています。

- CSRの取組の詳細はこちらからご覧いただけます。
⇒ <http://www.sompo-hd.com/csr/>
- CSRの動画コンテンツはこちらからご覧いただけます。
⇒ <http://www.sompo-hd.com/company/channel/>

第20回環境コミュニケーション大賞において 「地球温暖化対策報告大賞（環境大臣賞）」を受賞

当社が発行した「CSRコミュニケーションレポート2016」について、グループとして気候変動対策に早くから取り組んでいる点などが評価され、環境省および一般社団法人地球・人間環境フォーラムが主催する「第20回環境コミュニケーション大賞」の環境報告書部門において「地球温暖化対策報告大賞（環境大臣賞）」を受賞しました。



2017年2月に行われた表彰式の様子



SRIインデックス（社会的責任投資指数）などへの組入れ

当社は、リスクマネジメントや環境マネジメントシステム、金融機能を活かした社会的課題への取組などが評価され、世界の代表的なSRIインデックスである「DJSI（ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス）」の組入銘柄に17年連続で選定されました。また、「RobecoSAM社企業の持続可能性調査」で「銅賞」を受賞、国際NGOのCDPから気候変動対応と戦略において国内外の金融機関で最高ランクの「Aリスト」に選定されました。





ダイバーシティの取組

Diversity

当社グループはダイバーシティをグループの成長に欠かせない重要な経営戦略として位置付け「Diversity for Growth」をスローガンにグループ横断で取組を展開しています。

女性活躍推進

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、女性管理職・役員比率等の数値の着実な進展、働き方改革の取組、国連の「女性のエンパワーメント原則」(WEPS)^{*}署名企業としての地方自治体や地元企業と連携した女性活躍推進などについて評価され、「平成28年度 女性が輝く先進企業表彰」で「内閣総理大臣表彰」を受賞しました。また、「平成28年度 東京都女性活躍推進大賞」の産業分野においても「大賞」を受賞しました。

^{*}国連「女性のエンパワーメント原則」

http://www.gender.go.jp/international/int_un_kaiji/int_weps/pdf/WEPSleaflet.pdf



2016年12月に行われた表彰式の様子（内閣府）



2017年1月に行われた表彰式の様子（東京都）

LGBT理解浸透への取組

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、LGBT（性的マイノリティ）に対する取組において、LGBTに関するダイバーシティ・マネジメントの促進と定着を支援する任意団体work with Prideから、企業のLGBTに関する取組の評価指標「シルバー」認定を受けました。



グループ横断でのLGBT理解浸透のための勉強会の様子

Q&A

Q1 | 「安心・安全・健康のテーマパーク」を実現するためのポイントについて教えてください。

A 「安心・安全・健康のテーマパーク」を実現するためのポイントは、以下の3つと考えています。

- 当社グループの各事業の徹底的な魅力向上と既存のビジネスモデルの変革
- 介護事業やリフォーム事業といった保険の枠組みに捉われない新たな事業・サービス（アトラクション）の展開
- デジタル技術を活用したサービスの拡充や、各事業間の連携を通じたお客さま接点の強化

これらの取組を通じて、これまで当社グループがお客さまと接点を持つことができていなかった時間（「オフ」の時間）をお客さまとつながっている時間（「オン」の時間）に変えていく必要があると考えています。お客さまとつながっている「オン」の時間に、当社グループをあげて最高品質のサービスや新たな付加価値をご提供し続けることで、お客さまの人生に笑顔をもたらす「安心・安全・健康のテーマパーク」を進化させていきます。

Q2 | グループブランドの展開について教えてください。

A 当社グループは、ブランドスローガン「保険の先へ、挑む。」のもと、常にお客さまに寄り添い、「安心・安全・健康」をひとつなぎで支えるグループを目指して、保険事業にとどまらない新たな分野への挑戦を続けています。

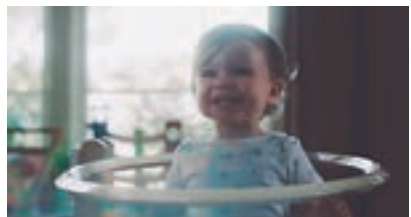
当社は、2016年10月に「SOMPOホールディングス株式会社」へ社名を変更しました。国内および海外のグループ会社においても、順次「SOMPO」を冠した社名への変更を進めており、グループ・グローバルベースで「安心・安全・健康」の「SOMPO」ブランドを展開しています。

●当社グループのブランドをお伝えるコンテンツは、こちらからご覧いただけます。
URL : <http://www.sompo-hd.com/company/channel/>

企業紹介動画コンテンツ



グローバル向け共通動画コンテンツ



Q3 | デジタル戦略の取組状況について教えてください。

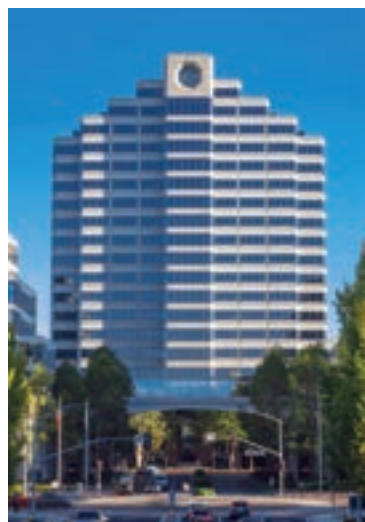
A 現在の社会は、VUCA*の時代に突入したと言われています。こうした中、昨今の急速なデジタル技術の進歩を受けて、社会には破壊的イノベーション (Digital Disruption) がもたらされる可能性があると考えています。このような環境認識をふまえ、当社グループは、2016年4月に東京と米国シリコンバレーにSOMPO Digital Labを設置し、デジタル戦略における重要テーマの研究・開発体制を構築しました。

デジタル戦略を迅速に実行していくために、2016年5月にはグループCDO (Chief Digital Officer) を設置するとともに、さまざまな分野における第一人者をシニアアドバイザーとして招聘するなど、今後も積極的に経営資源を投入していきます。

* VUCA とは、Volatility (不安定性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (あいまい性) の頭文字をとったものです。



「SOMPO Digital Lab Tokyo」では、当社グループのイノベーション促進のコントロールタワーとしての役割を担い、当社グループの各事業における研究開発を支援しています。



「SOMPO Digital Lab Silicon Valley」では、米国シリコンバレーにおいて最新のデジタルテクノロジーに関する情報収集や現地の有力企業等とのネットワークの構築を進めています。

◆ SOMPO Digital Lab Silicon Valleyでの取組事例

- ベンチャー企業の育成や支援を行うインキュベーター (『Plug and Play』、『Comet Labs』、『Runway』等) との提携
- 未来の自動車とモビリティについて研究開発を推進するスタンフォード大学の研究機関『CARS』との提携
- Geodesic Capitalが設立したベンチャーキャピタルファンドへの投資

など

Q4 | 株主還元の方針について教えてください。

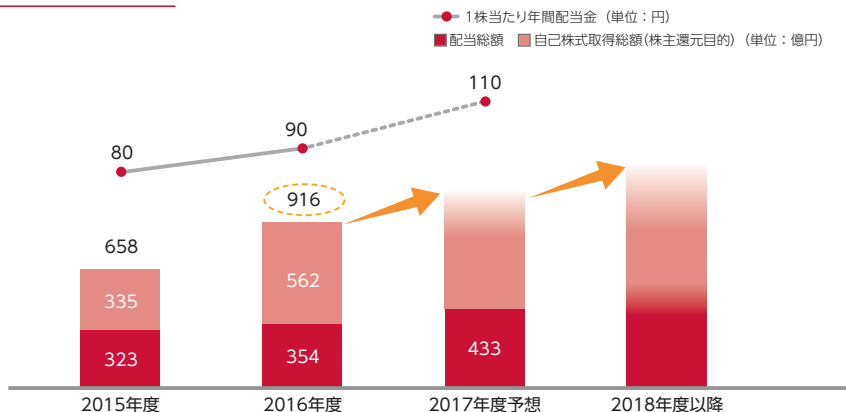
A 2016年度の業績に対する株主還元として、2016年度配当を前期から10円増配の1株当たり90円（中間40円、期末50円）とするとともに、総額562億円（上限）の自己株式取得（株主還元目的）を実施します。これにより、2016年度の業績に対する総還元性向*は50%となります。

2017年度配当は、2016年度配当からさらに20円増配となる1株当たり110円（中間55円、期末55円）と、4期連続の増配を見込みます。

今後も中期的に総還元性向*50%を目指す方針に変わりなく、安定的な配当および機動的な自己株式取得により、魅力ある株主還元を実現していきます。

※ 総還元性向とは、毎期の利益に対する株主還元のウェイトを示す指標で次の計算によります。
総還元性向 = (配当総額 + 自己株式取得総額 (株主還元目的)) / 修正連結利益

株主還元総額の推移



■ 株式に関する各種手続き

- ・受取りがお済みでない配当金のお受け取り、支払明細等の発行については、株主名簿管理人にお問い合わせください。なお、配当金のお支払期間は支払開始から3年間となっておりますので、お早めにご請求ください。
- ・住所変更、配当金受領方法の指定および単元未満株式の買取・買増などの各種手続きについては、証券会社等に口座をお持ちの株主さまはお取引のある証券会社等にお問い合わせください。

なお、証券会社等に口座がなく、特別口座で管理されている株主さまは、「単元未満株式の買取・買増」を除いて売買ができません。お早めに証券会社に株主さまご本人名義の口座を開設していただき、当該口座へ振替手続きを実施していただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、下記「特別口座の口座管理機関」までお問い合わせください。

	[旧 損保ジャパンの株主さま]	[旧 日本興亜損保の株主さま]
特別口座の 口座管理機関	東京都中央区八重洲一丁目 2番1号 みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
郵便物送付先 および お問い合わせ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話：0120-288-324 (通話料無料)	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話：0120-232-711 (通話料無料)

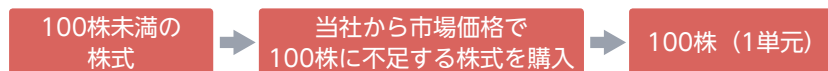
■ 100株(1単元)に満たない株式をご所有の株主さまへ

100株(1単元)に満たない株式をご所有の場合、買取制度または買増制度をご利用いただくことができます。

- ・単元未満株式の買取制度



- ・単元未満株式の買増制度



*市場での売買が可能となります。

■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
期末配当および 議決権の基準日	3月31日（中間配当の基準日は9月30日）
単元株式数	100株
公告の方法	電子公告により行います。 (http://www.sompo-hd.com/) ただし、事故その他やむを得ない事由によって、 電子公告による公告をすることができないときは、 日本経済新聞に掲載して行います。
上場証券取引所	東京証券取引所（市場第一部）
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
郵便物送付先および 各種お問い合わせ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話：0120-288-324（通話料無料）

■ ホームページのご案内



<http://www.sompo-hd.com/>

定時株主総会会場ご案内

会場 〒160-8338 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 本店2階会議室
 電話 (03) 3349-3000 (代表)



SOMPO
ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜 本店

当社ホームページ <http://www.sompo-hd.com/>

周辺工事に伴い、一部迂回が必要な場所があります。
ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承ください。



各種交通機関からの所要時間 (徒歩)

駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

JR(新宿駅)、小田急線(新宿駅)、 京王線・京王新線(新宿駅)、 都営地下鉄新宿線・大江戸線(新宿駅)	西口地上出口から歩道橋利用の場合	約7分
	西口地上出口から歩道利用の場合	約8分
	地下通路経由N4出口利用の場合	約8分
東京メトロ丸ノ内線(新宿駅) 都営地下鉄大江戸線(新宿西口駅)	B14出口から歩道利用の場合	約7分
	B2出口から地下通路経由N4出口利用の場合	約5分
都営地下鉄大江戸線(都庁前駅)	B2出口から地下通路経由N4出口利用の場合	約5分



この招集通知は環境に配慮した
植物油インキを使用しています。